

平成23年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成23年9月14日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成23年9月14日 9時31分

1. 閉 議 平成23年9月14日 13時47分

1. 延 会 平成23年9月14日 13時47分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務主事 高梨 鉄也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水本 雄三 副町長 熊崎 訓自
会計管理者 吉川 廣 教育長 清原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 辻 政信 日置川事務所長 前田 信生

総務課長	小幡 一 彰	税務課長	田井 郁 也
民生課長	鈴木 泰 明	生活環境課長	堀本 栄 一
観光課長	正木 雅 就	建設課長	坂本 規 生
上下水道課長	山本 高 生	地籍調査課長	中戸 和 彦
教育委員会			
教育次長	青山 茂 樹	消防長	山本 正 弘
総務課課長	笠中 康 弘	農林水産課課長	鈴木 泰
総務課副課長	榎本 崇 広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成23年第3回定例会4日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

本日は一般質問3名を行い、延会後全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日も暑いので上着を脱いで結構かと思えます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

それでは、日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

それでは、通告順1番、7番 溝口君の一般質問を許可いたします。

なお、溝口君の質問は一問一答形式であります。

防災についての質問を許可いたします。

7番 溝口君君（登壇）

○7 番

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。今回、一般質問、18回目か19回目でありますけれども、初めて初日の一番バッターを引き当てていただきました。

先輩、同僚議員の皆さんの前で一発目、少し緊張いたしますが、頑張っって質問をさせていただきますと思います。

ただいまから、通告に従いまして9月議会の一般質問をいたしたいと思ひます。今回は、1点の項目についてのみを質問をしたいと思ひます。既に今言っただきましたように防災対策についてでございます。

今回は、さきの6月議会でもこの防災対策について若干一般質問したいという旨で通告をしておりましたが、ちょっと時間の都合上、質問ができませんでした。その防災対策について質問をいたします。

そんな中で、つい先日来、この3月11日の東日本大震災の後、和歌山県にも台風で和歌山県全体、そしてまた、一部奈良県でありますけれども、大きな被害を受けました。お亡くなりになられた方も多数に上ります。本当にご冥福をお祈りしたいと、そのように思ひます。

そんな中で不幸中の幸いと申しますか、我が白浜町ではそういった人命の被害はありませんでしたけれども、多数の家屋が被害を受けました。その後の復旧の作業等、私も日曜日、月曜日といろいろ各地を少しは回らせていただきましたけれども、床上の浸水にあった方の後始末と申しますか、水につかった家財道具の整理などは、本当に大変な思ひで皆さんやられておりました。

また、地区によっては総出でお互い協力して一生懸命取り組んでおられた、こういったのも日ごろのそういった防災対策というのか、我が白浜町でも多くの自主防災組織、こういったものが充実をしていれば、やはり地域全体で取り組んで後始末と申しますか、後の復旧にも大きく貢献できるのではないのかなと、そういうように思っただ次第であります。

そんな中で、この台風の際の白浜町の防災対策についても少し質問を、6月議会の続きとあわせて質問をしたいと、そのように思ひます。

それでは、早速入ってまいりますけれども、去る3月11日に起きました東日本大震災、その影響の津波が発生して、これは新聞等、今でもまだ毎日報道もされておりますけれども、大きな原子力発電所もこの津波の被害によって放射能汚染の事故が起こり、いまだ毎日、新聞そしてまたテレビ等でも報道をされております。

そんな中で、1つの自治体自体が違ふところに引っ越さなければならない。そしてまた、長年その地で生まれ育ったところにも、10年先になるか、20年か30年になるか、いつになるかわからない、戻れる日にちがわからないと。本当に痛ましいなど、自分の生まれ故郷の、私でありましたら北富田、この地がそのようになって、20年先に戻れるのか、30年先に戻れるのか、そのことを自分の立場に置きかえたときには、テレビで見っていたら、ああ大変やなど、そのような思ひはありますけれども、現実、震災に遭われた人、そしてまた地域からそういった感情から考えましたら、本当に大変な思ひだなど改めて思っっている次第で

あります。

そんな中で、政府もいろいろと対応、対策というような形で、これも新聞紙上等でいろいろ発表がありますが、やはり政府の今現在の対応については我々地方議員として見ている中でも迅速な対応とはちょっと言いがたいと、そのような率直な感想であります。

こういった事態になりましたら、やはり政治の素早い対応が必要であるなど改めて思った次第であります。ということは、言いかえれば、今回の白浜町でもそんなに大きな被害はありませんでしたけども、やはり白浜町に限ったそういった行政、政治の対応も住民の方にとっては素早い対応が期待がされているなど。私も少しでありますけども、回った中でそのように思った次第であります。

さて、質問でありますけども、この3月11日の震災以後、これは和歌山県全体での防災計画、そしてまた防災対策について、これは和歌山県を含めて、上級官庁は和歌山県でありますけども、そういった関係機関と協議をされたことがあったのか。まずその点を聞きたいと思います。ちょうど6月の議会でしたらまだ震災が起こって3カ月しかたっておりませんでしたけども、今もう9月、半年がたちましたけども、その間にこういった県との関係機関等で防災計画、防災対策についてのそういった広域的な自治体を含めた会議等があったのかどうか、その点をまず教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

議員の皆さん、おはようございます。きょうもよろしく願いいたします。

議員ご指摘の県との協議、防災対策、防災というのは3月11日以降のことでございますか。それは知事との懇話会でも防災についてはお話がありましたし、今回に関しましても振興局の局長ともその対応についてのお話はさせていただいたところでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

私が言っているのは、そういった懇話会であるとかそういうのではなくして、ブロック別で、例えば我々の地域でありましたら田辺・西牟婁地方と、そうか和歌山県全体のそういった自治体を召集して、そのような震災を防災対策、防災会議についての、県が中心になっての正式なそういった協議の場があったのかどうか、そのような質問であるんですけども、再度お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

紀南地方を限定にして、田辺市で開催しました。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

それは、県が主催とかそういうのはなしに、この紀南、田辺地方の自治体の中での協議ということですか、町長。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

いや、自治体というよりも県が主催して、それに紀南エリアの関係市町村が参加して協議したということでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

そういった場での、震災以後、そういった県を主催にしての紀南地方で会議がやられたと今、報告を受けました。その内容については大体どんな感じであったんか、当たりさわりのないところといいますか、大まかな話し合いしかなかったんやとか、いや、もうちょっと個別に今後こういうような形でスケジュール的に定期的にやっっていこうとか、そこら辺の議題等はどんなものがあつたか、披露できるのであれば若干披露していただけたらと思うんですけども。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

手持ちの資料を今ちょっと持ち合わせていないんで、その詳細はちょっとあれですけども、今後の防災教育のあり方であるとか、避難経路のあり方等々の話について、県が打ち出していく防災対策の施策についてのお話をいただいて、それに対する意見交換ということで各市町村長が話をしていくという形で展開しました。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

わかりました。そのときは3月11日の東日本の震災で我が地方もいつ起こってもおかしくないといわれています東南海・南海の地震、その後、せんだってこういった和歌山県にも台風被害による大雨が発生をして、多くの人命、そしてまた多くの家屋等が被災を受けた。そのこともあわせてトータル的にまたいろんな課題事項が、さきに行われたものにプラスなっていくかと思えますんで、またその点は防災担当の職員の方、今、白浜町でも被害状況等のとりまとめをやっている最中だと思いますけども、これを集約して、そういった場でこの地方の防災対策についての協議を活発に進めていただきたいなと、そのように要望しておきます。

それで、若干具体的な質問を1点させていただきたいと思えます。

この3月11日の地震が起こった、そしてまた津波が起こりました。そんな中で、我が白浜町もご存じのとおり海岸に面している地域が多い。そんな中で、白浜町の海に近い住民の方から、たまたまお会いしたときに、溝口君、ちょっと話があるんやというご相談がございまして、地震が起きて、さあ津波が発生するというような状況になって、避難をすぐしなければならぬ。しかし、場所によれば避難場所までは遠くて逃げるには間に合いそうにないと、そのような事態も考えられるかと思えます。津波が30分後に来るか、ひょっとして前の奥尻のように、地震が起きた5分後、10分後に大津波が来たと、そんな事態も考えられ

ます。

その方いわく、その集落というか、小さな集落なんですけども、その裏山に、家を出て駆け上がって逃げるのが一番早いと、そのぐらいの高さ数十メートルはあったと思います。しかし、そこは当然民有地であります。民有地だったら当然何の整備もされておられません、普通の山林でございますので。そういった個人の所有者の山林であるので、整備がされにくいと。その地域の方がおっしゃるには、本格的な避難道をつくって、階段をつくって、そういうふうな整備までは本来であればやっていただきたいけども、そこまでは望みませんと。ただ、津波が起きたとき、さあ来ると、そのときに裏山にぱぱっと駆け上がれる、ほんの人間がちょっと通れて、上がったらそういうぐらいの下草というか、雑木があればちょっと切らせていただいて、そんな簡易な避難道を整備することはできませんかと、そういう相談があったわけですけども、当然個人の所有地でありますので、整備といたしましても本当の下草、雑木を刈って、上のところでもちょっと何平米か何坪か刈らせていただくと、それを町がそういう個人地の所有者の方とお話して協力を仰いで、そんな程度の本当の簡易な避難道を町としてその所有者の方と協議をしていただいて、何とか協力を取りつけていただいて、そんな簡易な整備の道をつくっていただくわけにはいかんやろうかなと、一度聞いてもらえへんやろうかなと。そんな矢先にこの3月の震災が起きたので、あわせてちょっと具体的なこととなりますけども、一度町のその辺の対応のお考えを聞きたいなと思ひまして、今、質問させていただいているわけですけども、その点についてどうでありますか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今、議員から質問がありましたように、今回の震災及び津波によりまして、より早く、より安全なところに避難するというのは地元住民の皆様のお考えだと思っております。町といたしましても、防災計画の中で避難指定場所につきましても大きく見直さなければならないということになります。

今言いましたように、近くでより安全にと、高台にということになりますと、今言われましたように、やはりある程度の整備が必要という箇所が出てこようかと思ひます。この整備につきましても、区、地元のそういう自主防災組織が手を挙げてやりたいというのであれば、町に補助制度がありますので、それを活用して実施をしていただければありがたいと思ひます。

そして、もう一点、さきの会議の件ですけども、ことしの7月15日に県内の市町村が寄りまして津波の避難訓練のあり方、また注意報等についての放送の内容の統一、そして、中央防災会議としての調査結果についてということでの担当者会議を開催しておりますので、回答とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

今の総務課長の答弁では、そんな協力体制で町も後押しをする、そういったまちづくり推進費ですか、そういうような形の費用が発生するんであれば、そういった支援策があるとい

うことでの発言だったと思うんですけども、1点、個人の所有者の方にこんな形で協力していただけんやろうかと、そこら辺は町が窓口となって交渉というんか、やっていただけたらというような住民の方の思いでありますけども、それは地区の住民というか、そういった区か、もしくは自主防災組織でそういった個人の所有者の方に対しては対応してほしいというようなことであるが、その点だけもう少し明確にちょっとご答弁いただけるんだったらお願いしたいと思います。

○議 長
番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今言われましたように、地元である程度所有者の方とそういう内容での整備をしたいという旨のお話をしていただくのは基本であり、それについて、もしご相談をいただくのであれば、町としては積極的に所有者の方にもそういう旨のお話、説明をしていきたいというふうに考えます。

○議 長
7番 溝口君（登壇）

○7 番

わかりました。たまたま相談のあった集落というのは5、6件か7件ぐらいであります。そして、冒頭に言いましたように、本格的な避難道ではなくして、万が一のときに人がちょっと駆け上がる、そんな程度で十分なんですよというような趣旨でありましたので、今の総務課長の答弁を時間は半年近くたちましたけども、今回、一般質問の中で町としてのそういった協力体制の用意はあると、その旨を報告をして前向きに進めるのであれば、一日でもやはり、簡易な避難道であっても逃げる道が整備されれば、いざというときになればやっぱり人命の救助にもつながるといように思いますので、早速報告をさせていただきたいと、そのように思いますので、具体的なお話等がまた前に進むのであれば、また町としても対応のほう、それはまたよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは次に、今回のせんだっての和歌山県を襲いました台風による大雨の被害についての防災対応についての項目に入ってまいりたいと思います。これは何点か質問をしたいと思います。

しかし今、我が町でも一生懸命取りまとめを各課の職員の方、聞き取り調査であったりとか、今、集約をされている状況であるかと思っておりますので、対応でどうでああで、そのような質問はやめにして、明らかにこれは今後の検討課題であるとか、そこら辺の認識について押えてまいりたいと。何点か質問はございます。そういった感じで深い議論といいますか、なぜこうせんかったんかどうやと、そのような質問は今回は避けたいと思いますので、今現状の対応といいますか、あとの大雨の前の計画はこうであって、しかし起こった後はこうやったからこういう点は少し見直さないとかか、そこら辺を答えられる範囲の中で答えていただきたいと、そのように思います。

早速でありますけど、この9月3日午後8時半過ぎだったと思いますけども、避難勧告が出ました。これは私が北富田でありますけども、避難勧告が出て、これは地区の役員の方から連絡が入りまして、いよいよ避難をしてくださいと、勧告が出ましたと。それで、外はかなりの雨が降っておりましたけども、家内と子どもと、それからすぐ近くの父親を連れて、

早速保呂の清掃センターに避難をしましたが、この避難勧告は北富田、東富田、南白浜、西富田の4地区で発令がされたのかどうか、その点、まず基本的なことをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長
番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

避難の発令につきましては、避難指示を対象として出したのは11地区でございます。堅田西町内会、及び才野、栄、中、保呂、内ノ川、庄川、平、平間、十九淵、富田の各地区、3,316世帯、7,692人を対象に指示を出させていただきました。

○議 長
7番 溝口君（登壇）

○7 番

今、総務課長、避難指示というのは明け方の4時50分、5時の話だったと思うんですけども、私が今、最初の避難勧告と指示はまた違うと思うんですけど、追ってまた言いますけど、結構であります。

この最初の9月3日の午後8時半過ぎ、避難勧告が出て、我々は清掃センターに逃げました。ほかの地域もあったと、そのようでもありますけども、この避難勧告を出してから各地区の避難状況というのか、どのように住民の方々行動されたのか、そこら辺、今現在で把握されている限りで結構でございますので、教えていただきたいと思います。どうでありましたか。

○議 長
番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

避難勧告につきましては、警戒水位、富田川がはんらん水位を越えたということの中で、避難の準備をしてくださいということで町民に呼びかけをし、そういうものに対する準備体制等を整えるということの内容で放送をさせていただいたと思います。

その後、既にはんらんの水位を大きく越えてきたということで、その中で指示ということに変えて発令をした経過でございます。

○議 長
7番 溝口君（登壇）

○7 番

次の質問とあわせて聞きますけど、まず私のところの保呂地区の清掃センターでは、これは8時半の避難準備というか、勧告が出てから、明け方の、今最後に申しました富田川の警戒水域の5メートル50を越えて避難指示と、これは命令であります。それで、結局保呂の清掃センターでは避難総人数が250名を超えたと、そのように私は聞いておるわけでありませう。

当然、清掃センターだけでは当初から、夜の8時半から9時前後でほぼいっぱいになりましたので、下の斎場も開放をいたしまして、当初、白浜町での保呂の清掃センターに限って結構でございますけども、当初の白浜町としてのこういった予測避難人数というんですか、これは清掃センターでは何人ぐらいを予想されていたのかどうか、まずその辺、もし白浜町

としてシミュレーションが事前になされていたのであれば、どれぐらいの人数を想定されていたのかどうか、まず教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今までの防災マップ、そういうものについては避難場所について公共的な施設等々を指定しておりました。ただ、今議員が言われましたように、その施設にどれだけの人数が避難をするかということでのシミュレーションについてはできておりませんでした。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

これ以上どうこうは申しませんが、1つの現実としまして、最初、避難勧告の発令がされて、保呂の清掃センター、一番高台であります。そんな中でございます。私が知っている顔見知りの方、庄川地区の方であったりとか、いろんな方がやはり保呂の清掃センターまで避難をされてきていました。それが延べ人数でたしか二百八十何人だったというように最終は聞いておるんですけども、現実的にはこれぐらいの大雨にもしなったら、集まったと。今回のそういった現実の数字があるわけですから、これは今後、庁内でまた避難の場所についての人数、そこら辺また今後の検討課題というような形で押えていただきたいなと思います。

それでは、先に進みまして、また同じように、北富田地区では、平地区では避難場所としまして、これは平の上下水道課の会議室を、避難場所として使用という形で、平地区の方も旧の県道沿いの方は大変水害に遭われて、床上浸水がかなりに上りました。そんな住民の方々当然地元の上下水道課の会議室に避難をされた。

その中で1つ不都合というのがあったのは、この会議室には、後で聞いたのでありますけどもトイレがなくて、トイレ使用者は一たん外に出て、本庁というのか、上下水道課の別棟のところに行ってトイレを使用する。当然、雨が降ってなければよかったですけども大雨、一度トイレに行くたびに、まあ言うたら、ずぶ濡れになって帰ってくる。そんな中でもやはり避難をしなければならぬという形で、避難をされた方は大変その点についてはご不便というか、不自由であったと、そのように聞いております。

そして、明け方には私も1時間に1回か2時間に1回は車で回れるところは夜中に回ってきたわけですけども、明け方には下水道課の前の道も冠水をして、いよいよ避難場所として指定をしていた場所も避難をしなければならぬという形で、少し高台の憩いの家といひますか、地元平区のまたそういった集会所に移り変わったようであります。

まず、最初に言った避難の人数を想定しておったか、シミュレーションはあったかというのにはシミュレーションはしていかなかったと。そしてまた今のこの1点で、まず避難場所として指定をしておったけども、いざ実際こういった被害、災害が起きて避難をして、初めてその施設を使用して不都合な面が浮き彫りになった。この2点を、最低でも今言いましたこの2点は今後の検討課題になって、十分庁内で押さえをとっていただいて、今後の白浜町の防災対策の中の見直しの中の要因にも加えていただきたい。当然加えなければならぬと思うんですけども、これについてまた基本的な今後の検討課題であると思うんですけども、再度そこら辺の認識をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今、議員からお話がありましたように、指定しておる避難場所において、トイレの使用についての不便さというのは、今言いました上下水道課だけではなく、ほかのやはり学校の体育館、そういうところでも顕著に今回出てきております。ただ、新たにトイレを設置ということにつきますと、かなり厳しいものがありますが、簡易的なもの、そういうもの、被災地の中で十分簡易的なもので対応できないかということの検討を含めまして、今後の協議をしていきたいというふうに考えます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

財政的な余裕があれば、幾らでも立派な施設ができる。そういうわけにはまいりません。よくわかっておりますので、今のこの町内にあるいろんなそういった施設を十分いろんな角度から考えて、これだったらこういうような場合だって対応できるな、これはちょっと無理やなとか、今後庁内で十分検討、いろんな角度から検討していただいて、万一のときにはこれだったら大丈夫と、そこら辺をまた示していただいて、また我々にも報告をしていただきたいなど、そのように思います。

それでは、先に進みます。

では、次のまた検討課題といたしますか、その中で備蓄品について少し質問をしたいと思えます。

先ほどから言っていますように、保呂地区の清掃センターでは備蓄品で特に毛布等が、ほとんど数が少なく、先ほど言いましたように、延べ人数で250名以上の方々来られて、当然雨の中を逃げてこられて、少し濡れておって、毛布はありませんかと、そのような住民の方からの声が多数ありました。しかし、毛布が少なすぎて十分過ぎるほどといたしますか、多分何枚あったかは後で聞きますけども、ほとんど行き渡らなかった。そんな中で避難者の方の中から大変な苦情が出ておりましたけども、この保呂の清掃センター限ってで結構でございますけども、こういった毛布の備蓄の数量は一体どれぐらいであったんであろうかなと、まずその点を基本的なことをお聞きしたいんですけども、その点はわかりますか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

毛布の量について、枚数を具体的に把握しておりませんので、調査して報告させていただきます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

後でまた言っていたきたいと思えますけども、この毛布の数が大変少ないことを早速町役場の防災担当の職員の方に電話で要請をしているときに、平間地区の社会福祉協議会、平間地区にございます。その建物にあるんやと。それやったらそこに取りに行ってもらうわけ

にはいきませんかと言ったわけでありまして、その社会福祉協議会の前の道も冠水をして、とてもやないけども消防の車を出してもちょっと行くには危険なので、これはどうしようもないんです。毛布は結局取りに行くことはできないと、そのような報告を受けたわけですが、ここでまず1点、今となってはどうしようもありませんけども、これも今後の検討課題というか、注意事項でありますけども、こういった避難の準備の指示を出して、住民の方がいよいよ避難も動き出していると。こういった状況というのは、我々清掃センターにも町の職員の方、女性職員の方も多くいらっしゃいましたけども、何名も来られていろいろな采配をされておりました。

そういった中で、防災対策本部と緊密にやはり連絡を事前に取り合って、早め早めの、例えばまだ冠水をする前に、ひよっとすれば毛布なんかとか、ほかの備蓄品もこの社協の建物から取り出すことができたのではなかったのかなと、間に合ったのではなかったかなと率直に思ったわけでありまして、そういった当時、9月3日、4日を振り返って、とてもそういった頻繁にいろんな各避難所と連絡をとりあっておったけども、増水が早くて間に合わなかったというのであるのか、そこら辺をわかっていれば結構でありますけども、そのときの状況はどうであったのか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

避難場所の開設に当たりましては、事前に今までの避難の実数等々を踏まえまして、今回も事前に毛布、非常食等については避難場所を開設するときにご用意をさせていただきました。

ただ、今回のように水害について急に増水をする、そしてまた長時間にわたって続くというところが今回想定できなかったということであり、今までに思っておりました場所以外にも道路等の浸水が発生したということで、やはり今回の被害状況にあわせまして、避難備蓄庫につきましてもどういうところが一番適しておるか、そして効果的に活用できるかということも審査をしながら検討をし、見直しを図っていきたいというふうに考えます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

そうですね、今、総務課長の答弁があったように、今言った数点でありますけども、今回のこの教訓を生かして、やはり早め、早めのそういった予測の行動、もしその行動が当たらなかったそれはそれで不幸中の幸いというか、いいわけでありますけども、その予想が当たったときには、やはり大変なことになるわけですから、やはり早め、早めのそういった予測の行動がとれるように、やはり白浜町の中でも今後の検討課題であるなど、そういった押さえをしておきたいと思えます。

そしてまた、今も総務課長がおっしゃいましたように、備蓄品等の保管場所ですね、保管場所は今回は社会福祉協議会等もこれぐらいといいますか、今回のような雨の場合だったら、ここはこうなるというのは現実的にわかったわけでありまして、例えば保呂地区の清掃センターなどは大きな高台であります。そういった安全な、どうあっても、大雨とかになっても必ずそこに取りに行くと、運べるんだったら運べると、そのものは必ず取りに行けると、

そのような保管場所を今後庁内で検討をしていただいて、今後、もし災害があつてはあきませんけども、万が一のときには今回の教訓を生かして、その点も今後の検討課題として庁内でいろんな角度から練っていただきたいと、そのように、これは要望で結構でございます。答弁は結構でございます。

それでは次に、少し具体的な対応についてお聞きしたいと思います。

白浜町では人的被害はありませんでしたけども、大きな道の陥没、そしてまた、家屋におきましては床上、床下浸水と、これは多数の件数に上りました。保呂の清掃センターでも避難指示の解除が出て、あくる日の日曜日の10時か10時を回ってからだと思えますけど、避難指示の解除が出ましたから、皆さん、自分の家はどうかと、それぞれお帰りになりました。当然、帰ってから床上であつたという方もいらっしゃいましたけども、その昼ぐらいからは廃棄をしなければ家財品の整理にいろいろ追われておりました。明るる日も追われておりました。

そんな中で、私が日曜日の11時には避難指示の解除が出て、それぞれ皆さん家に帰った。当然、これだけの雨になって、道が冠水したというのは情報が入っていると思います。そんな中で、さあ次はとなりましたら、当然床上浸水でありましたらそういった水に濡れた家財品などの整理が、これは必ず発生する。それを前もって予測を立てて、日曜日でありますけども、この廃棄しなければならない家財品などの処分方法などは、いつぐらいに町として検討されて、各地区といたしますか、そこに指示を出されたのかどうかと、そこら辺をお聞きしたいんですけど、これは家財品の処分方法などについて、いつぐらいに各地区に役場として指示を出されたのかどうか、また指示を最後まで出していなかったのかどうか、その点、基本的なことを確認をしたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外（生活環境課長）

ごみ処理の対応ですけれども、まず初めに、災害発生後、行政としまして腐敗の進む可燃ごみの回収を優先させていただき、次に可燃性の粗大ごみ、それから不燃の粗大ごみ、次に海岸部分へと、順次回収処理を行うような予定を立てました。

災害地域への対応としましては、8日から台風のごみステーションを設置することを広報し、町内の収集業者に災害特別収集を依頼しました。また、5日からはステーション設置までに自身で台風ごみをセンターへ持ち込まれる方々については、手間を取らせないように、罹災証明なしでの対応を行ったところであります。

次に、高齢者の方々等への対応としまして、本来なら玄関先までの収集とさせていただくべきですが、通常の収集処理をしながら、またセンターにも仮置きをせずにその日の処理となれば、受け入れ品目等を分別回収する必要がありますので、個別収集となれば回収時期にも格差が生じますので、混乱をきたさないためにも原則ステーション回収とさせていただくよう対応いたしました。

なお、ステーションまでのごみを持ち込むことが大変困難な方については、区長さんとも相談しながら対応させていただくこととしております。今回の台風ごみについては多数のお問い合わせもありましたので、担当課としましては地元の自治会、それからごみ収集業者との連携の重要性も再確認をしたところでありますので、今後の収集業務に生かしていきたい

と考えております。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

同僚議員の皆さんのところにもいろんな方からごみの捨て方についてはどうしたらいいんだとか、そんなお問い合わせもあったと思いますし、また今、生活環境課長が言ったように、多数の役場への問い合わせがあったと思います。しかし、今回のごみの捨て方というか、教訓を生かして、こういった場合の災害が起こったときについては、例えばごみステーションが基本であるけども、各地区の区長さんに高齢者の方、もしくはそのごみを運ぶ運搬車等を持っていない方は区長に通達、通告をして家の前でも結構やと、その場所をあと区長のほうから教えてくださいと。今後、対応について、今、課長がおっしゃったようにいろんなシミュレーションをして、なったときには事前に早く被災者といいますか、被害を受けた方はどういう捨て方をしたらいいんやどうかとか、あと、常識的でありますけども、こういったときになったら家電のそういったごみも一緒になっていいものかどうかとか、いろんな混乱が生じていたかと思しますので、今回のこの教訓をもう一度整理をして、必ず床上に浸水が起これば、必ず大量の廃棄ごみが出てくると、これは現実でありますので、そこら辺のことを今後のシミュレーションとして通達の早さですね、早さをやはり被害に遭われた方について報告ができるような体制を組んでいただきたいと思います。これも今後の検討課題の1つであろうかなと、そのように思います。

それでは、先に進みます。

ちょっと個別の案件になってまいりますけども、今回の台風の大雨の影響で、多くの道が陥没をいたしまして、そしてまた山が崩れたり、また川の橋が流されたりもいたしました。公共物であったり、公共が認定をしているものは、今回被害があっても災害認定を受け、復旧がなされると、そのように思うわけでありまして、ある事情といいますか、ケースでは、これもご相談があったケースでありますけども、ある家の裏山が崩れてはいないけども、目で見てみてもずれてきている。裏山はそんな大きな高さの山ではないんですけども、それでも15メートルから20メートルぐらいはあるかと思うんですけども、その家の裏山の横がずれてきている。次回、もし大雨が降ったら、その家に土砂が流れてくるような状況が十分考えられるわけです。今現時点で見ても、ひょっとしたら来るであろうと、そのように思うわけでありまして、当然、その裏山も個人の方の所有であるみたいですが、しかし、その山の下の家の方からしたら不安である。こういった場合については今回の災害復旧のメニューといいますか、中には入るんですかという形のお電話があり、私も現場を見に参りましたら、ブルーシートをかけておりましたけども、明らかに山が少しずれてきているんです。目に見てわかるんですけども、こういったケースの場合、基本的に災害復旧が公的なそういった災害復旧が受けられて、ずれてきているようなそういった土砂等を除去してただけのものかどうか、それを溝口さん、一度役場の対応というのか、行政の対応を含めてどんなものであるのか一度聞いていただきたいと思いますので、ちょうど防災についての質問が私も予定がありますので、それもあわせて入れて基本的な対応ができるのかどうか、現時点でのことではありますけども、一応基本的なことを聞いてみますという形で今質問をしております。こういったケースの場合は基本的にはどうであるのか、まず教えていただきたいと思います。

います。

○議 長
番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

実際に台風、ほかにもそうですが、裏山が崩壊しかけである、崩壊したというお話を町はいただいております。特にその部分につきまして、いろいろな急傾斜地等、いろいろな法的な指定があれば、それについては法的に対処いたしますが、それ以外についての民有地での崩壊等につきましては、民民同士での相互での理解を求め合うお話を基本として進めていただきたいというふうに考えます。

○議 長
7番 溝口君（登壇）

○7 番

端的に言いましたら、公的なそういった助成というか、災害の復旧には当てはまらないと、そのような考え方であるというふうに聞きました。しかし、軽微なというか、重機をお借りして済むのであればですけども、やはり少しの土砂だと目分量で思っても、いざ、それをやりましたらかなりの量になって、金額負担もまだ積算まではしておらないんですけど、かなりの金額になってくると思うんですけども、これはやはりあと考えられるとしたら、町単独事業しかないわけでありますから、一応今の災害復旧としては、総務課長の答弁で、これは無理であると、難しいと。となれば、あとは町単独のそういった事業でしか道はないのかどうか、その点はどうかでありますか。

○議 長
番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今、町単独でできないかというお話でございます。町といたしましても基本的な考えについては法的ないろんな基準の中でクリアできるというところであれば、町も公費をもってやりたいと思っております。

ただ、個人的なものについての町費の負担というのはできないとご理解をいただきたいと思います。

○議 長
7番 溝口君（登壇）

○7 番

これもちょっと残念ですけど、最終結論はわかりませんが、今の基本的な行政としての考え方でなくして、今の現状ですね、これは私も相談を受けた方にはつらいですけども、こうであると、それは私もされましたので、やっぱり報告する義務があって、大変心苦しいんですけれども、今の現状、制度の現状というのですか、これは報告せなあかんなど。その中でまたどんな対処方法があるのか、また違う角度で、こういった場合だったらやれるのではないとか、その点、またあるようでありましたら、また今後相談に役場としても乗っていただきたいと思います、そのように思います。

もう一点、類似のケースをちょっとお聞きしたいと思います。

我々、この白浜町河川、県河川の管理の河川に、俗にいう個人の方が昔自分で架けた橋が、

いわゆる勝手橋と、そういうように通称言われておりますけれども、県の認定もされていない、町も認定をしていない。個人の方が自分で架けられた橋が白浜町内の中にも多数あります。

その中で、今回の台風の大雨の影響で流された家があります。その家にはもうその橋を渡っていくしかないわけであり、お聞きしましたら三、四十年前、私が小学校のころには多分架かっていたような記憶があります。ですから、もうかなりの年数でありますけれども、この方の家、今、家の道路が流されておるんですけども、この家の方のところに行こうと思えば、上下に1本町河川の簡易な橋があります。下流にも1件橋、これは個人的な橋だと思うんですがあります。距離で言いましたら約60メートルから70メートルほど上下に離れておるんですけども、私、先日、議会が始まる前に朝、家にお邪魔をしましたけれども、やはりその方の家に参るには田んぼのあぜ道、これは里道であるとか通路であるとかではなしに、全くの田んぼのあぜ道を通してしかその方の家には今現在は行けないわけです。

しかし、このようなケースでも今先ほどの総務課長の答弁で、個人の方のというような解釈からすれば、こういったところの橋が流された方のケースも災害復旧の認定がやはり難しいのではないのかなと、先ほどの答弁では察するのとありますけれども、今回のようなこのケースについてどうでありますか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、勝手橋といいますか、個人が設置している橋梁につきまして、県管理の河川であつても町の管理の河川でありましても、同様に設置につきましては河川管理者の占用許可が必要となっております。

今回、水害によって今まであったものが流出したものでありまして、その復旧等につきましては機能回復をするということで、当然再度許可はおおりますけれども、しかしながら、あくまでも個人の占用物件ですので、その復旧につきましては原則として個人の負担で復旧をしていただくということになります。

このことにつきましては、振興局のほうにも問い合わせをしましたけれども、特に補助金といったようなことはないように伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

先ほどの裏山がずれてきて、これも下手すれば人命、生命、財産の危機もある。それで、この方の河川のケースは、日常の生活に支障をきたすであろう、そのようなケースであります。法的というか、制度的にはそうであっても、何とか簡易な、生活ができるというか、日常生活に不便がないような、その簡便といいますか、その点も県は無理としても町としてはできないものであろうかなと。私、今申し上げましたように、まだ違う上下の橋からは通路みたいなものがあるんだと、それは道があるからとなるんですけども、完全に道とかそんなんはないんです。田んぼのあぜ道でしかその方の家には行けないわけです、今現状。そういったことですけど、今、この場での即答はなかなか難しいかとは思いますが、多分、富田事務所が確認をされておるというふうにお聞きをしておるんですけども、もう一度現地を

見ていただいて、行くには、通路があれば、それはもうちょっとあるのやから、それを便宜上、自分のところで橋を架けたのであるかというような論法というか、わかるんでありますけども、その方のところは通路はなしに、完全な他人さんの田んぼのあぜ道でしか今のご自分の家に行けないというような状況でありますんで、制度的には難しいかもわかりませんが、何とか今回のこのケースのような場合は、やはり日常の生活権を町としては保障をちょっとはしていただくような、そこら辺の手助けといたしますか、多分この1件をすれば、ほかの類似のような橋が、あそこもしたケースがあったやないかというような形にもなるかもわかりませんが、生活が立ちいかないわけです。当然、その方には高齢者の方もいらっしゃいます。一度現場を見ていただいて、何とか知恵を絞っていただければいいかなと。当然、きのうもその家の方に、息子さんが県外におられるんですけども、今、母親が、その家の方が1人ご病気で入院されておって、家には高齢者のおばあちゃんしかおらない。おばあちゃんがちょっと買い物や前に行くにもそういったことやから、簡易な、自分らで勝手に簡易なアルミ製の橋か、何かおっしゃっていましたが、それを今かける準備をして発注をしているんだと。これは勝手に架けてもええもんであろうかな、どうかなというような趣旨のご相談がありましたけども、つらかったですけども、今、そのおたくのところの橋の認定は勝手に架けた橋であるから勝手にというような形の解釈で、これは届出してもどうこうなりませんので、とりあえず生活をする簡便だけのやから、そのままやっておいてください。私、何の権限もありませんけど、それしか言いようがありませんでしたが、あした、一般質問の中で町としてのそういった支援策が何とかできるものかどうかというのもお聞きしますんで、またご報告に上がりますという形で、きのう電話で話をした次第でありますんで、一度、この方のケースについては場所も役場は把握をされておりますので、ちょっと現場を見ていただいて、何とかというようにしていただけたら。その上で、いたし方ないものはいたし方ないなどと思うんですけども、一度ちょっと現場を見て、生活権の保障、その点について一度検討していただきたいと、そのように要望いたしておきます。

それでは、先に進んで行きますけども、今回の大雨のいろいろ床上の浸水の中で、若干でありますけども教育施設、小学校、中学校ですね、そういった施設も多少の被害を受けたと、そういうふうに聞いております。私のところの北富田地区では、北富田小学校の場所におりましたら水につかったと、そのように校長のほうから報告を受けておりますし、私自身も9月4日の明け方、朝5時、ちょうど国道から運動場、体育館を見ていましたら、運動場は多分1メートルぐらいは水が上がっておった。それで、明け方だったので目を凝らしてみましたら、体育館のところは体育館がつかったかかどうかなというところまで水が上がっておりました。当然、内ノ川の小学校の近くの家々もかなりの軒数が冠水、床上浸水になっておりましたけども、大変でありました。

その中で、学校施設も被害を聞いておりますけど、被害状況は今のところは教育委員会は報告を受けて把握ができていますのかどうか、その点、ちょっと報告をしていただきたいと思っております。

○議長 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

ただいまご質問をいただきました教育施設の被害状況ですけど、町内の小学校11校、中

学校4校の台風被害状況の調査を行ったところ、雨漏り、屋根やとゆ、壁、側面トタン等の一部破損が見受けられました。特に被害があったのは、今、議員がおっしゃいました内ノ川地区の北富田小学校で、本校舎より一段低い運動場横のプレハブ図書館、校舎別棟の音楽室が床上浸水となりました。床マットや本棚等が損傷しました。

また、運動場にあります体育倉庫も浸水状態となり、保管していた草刈り機や耕運機も水につかり、屋外トイレの浄化槽も満水状態になりました。体育館については床下浸水でおさまったところ。なお、幸いにして本校舎は浸水を免れたところ。

また、学校施設以外の教育施設では、平間の河川敷スポーツ広場で土砂の堆積やテニスコートのネットフェンスの破損等の被害を受けたところでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

わかりました。今、被害の状況を教育次長のほうからお聞きしました。その中で、学校施設でありますと、日々子ども、児童が今現在も教育の実践をされております。今は小学校の秋の運動会に向けて日々練習もいろんなところでされておると聞いておりますけども、それならば、今、若干の被害の報告がありましたけども、それらの被害の物品であるとか、建物の補修であるとか、そこら辺の復旧の予定というか、これは既に着手をして進んでおるといような形になっておるのか、また、これからであるとか、いろんなケースがあると思っておりますけども、相対的に復旧の予定というか、そこら辺の進行状況というのか、その点、今現在でわかっていれば結構でありますので、その点はどうでありますか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

浸水状態の後の処理対応についてですけど、北富田小学校の浸水後の対応ですが、まず、校舎浄化槽、屋外トイレの汚泥を取り除くとともに、配管の詰まりを除去しまして清掃を行いました。その後、校舎浄化槽周辺、屋外トイレ、体育倉庫等の消毒を実施しました。

なお、体育館の床の消毒や学校周辺の清掃は先生方で行われて、学校授業への影響はなく、衛生面でも万全を期しているところ。

各施設の修繕については、今のところは把握しており、補正予算の対応を考えるところがあります。よろしく申し上げます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

その中で1点、今、具体的な報告はありませんでしたけど、小学校の図書室の一段目もつかって、かなり多数の本が廃棄になると思います。生徒・児童のために、これは一日も早くその分の補給をお願い申し上げたい。当然、次の補正にその予算も組み込まれるんであろうかなと、そのように思いますけども、一日も早いそういった図書の補充、充実もお願いを申し上げたいと、そのように思います。

その中で、今回の雨で北富田小学校が被害になったと。この北富田小学校ではちょうど今、老朽化になりまして、地区五十数年がたった今、建てかえの計画が進んでおります。これは

もう既に教育委員会として北富田小学校は新築で建てかえをすると、これは決定事項であります。一応、予定年度は平成25年度中に竣工をしたいと、そのような報告があったわけにありますけども、今回の大雨の影響を十分考慮して、新築校舎のプランニングを十分立てていただきたい。どこまでたっても災害についての100%の備えというのは難しいかとは思いますが、今、今回の雨が降ったことを十分踏まえて、新しい計画立案に生かしていただきたいなど。せっかく新しいのをつくった後、また同じような雨でまたつかったと、これでは何にもなりませんので、できるだけ避けられる程度の、考えられる程度で、対応ができる程度を考えて計画立案を進めていっていただきたいと、そのように思います。

それでは、さらに進めたいと思いますけども、先ほども個別のケースを2点ほど出して、少し支援策というか、そこら辺、何とかないかというような形を質問いたしましたけども、今回、被害に遭われた方々について、白浜町行政としてのそういった何らかの支援体制というのか、そこら辺の策というのが、常日ごろからこういった場合になればこうであると、支援体制、そんな策定があるのかどうか。これは当然金品等であるとか、いろんな支援等があるかとは思いますが、そこら辺、決まっている中で結構でありますけども、我々も余り把握をしているようで知らない点が多々ありますので、地元へ戻ってどのような形があるんだというふうなご質問も今後すぐ出てこようかと思っておりますので、今、その点をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今、議員からご質問がありましたように、災害につきましては基本的には公共的な道路、建物、施設等につきましては町が予算をもって対応を考えていきたい。ほかにいろいろな農地、林業、漁業、そういうものにつきましては県からの補助金、国からの補助金、また人的なこういう被害につきましても見舞金というところでの条例、そして県・国関係の法等につきまして対応できるものについては補助金を十分に活用しながら町としても対応をしていきたいというふうに考えます。今のところ、具体的にどれだけのところではお答えができないのですけれども、各関係機関につきまして、より有効に町民の方に負担の少ないような方法の補助金がないかというところも調整しながら対応していきたいというふうに考えます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

そういった復旧の支援策等、具体的な金品といいますか、そこら辺は若干お見舞金、今、総務課長もおっしゃいましたけども、そういうような中で、例えば今回も床上浸水に遭われた方、床下で済まれた方、そこら辺の項目ごとにそういった見舞金の制度というのか、そこら辺は白浜町としてあるのか、慣例的に県下全域で大体こうなっているものがあると。それに準じて対応していくというようなものがあるのか、その点、見舞金についての、今わかるのであれば大体こうで、慣例的にこうだから、白浜町も今回これを適用してまいりたいと、そのようなものであるのか、わかっているならば教えていただきたいんですけども。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

見舞金につきましては条例の中で制定をしております、各被害の状況に応じて金額を支払うということに基準を決めております。

今回の災害におけます見舞いにつきましては、床上ということでの被害があった方々を対象に今回見舞金をしていきたいというふうに考えております。

○議長

7番 溝口君（登壇）

○7番

その見舞金の金額というのは大体どれぐらいの金額を想定されているのか、その点は今わかりますか。

○議長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

床上浸水の場合、1世帯当たり2万円ということでございます。

○議長

7番 溝口君（登壇）

○7番

わかりました。ということは、床下浸水の方については多分支給がないと、そのように思います。それも早く広報なり、いろいろ各地区の被害に遭われた方の地元区にこういうような制度があるというような形で、若干の足しにしかならんかもわからんけどもという形でも結構でありますけども、早急にお知らせをしていただきたい。用意があると、町としてはこれぐらいしかないけど、これの用意があるとお知らせをしていただきたいと思います。

それでは先に進みます。

議案審議の中での補正予算の中の項目の中にも載っておりますけども、一般海岸の漂着物の処理について、海岸での収集、運搬、復旧作業費はこれは県が負担と、そのように今回の議案書の中にも、補足説明の中にも載っておりますけども、当然処理については白浜町の負担になると、そのように思いますけども、今回のような大型台風の中で河川が増水をして、我々、一番の終末というか、流域の最後の河口の白浜町の各海岸また浜辺に大量の漂着物が流れております。私もせんだって中村の浜を少し見ましたけども、かなりの量が流れ着いております。

当然、これも今回の議案審議と同じように、これは運搬・収集については県の補助が当然私は出るものであるのかなとまずは思うんですけども、そこら辺は今のところ、生活環境課として今、災害が起こったばかりで当然そこまで県と詰めていないかとは思いますが、今現在のその見通しというか、その点わかっているだけでも結構でありますけど、確定はまだ難しいかとは思いますが、見通し的にはどんな感じで、同じような扱いをしてもらえるかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長

番外 生活環境課長 堀本君

○番外（生活環境課長）

一般海岸の部分についてですけども、当然県が管理をしておりますので、県がそういう清掃作業というんですか、除去作業は対応されるかと思うんですけども。あと、町としましては前回の6号の台風の時でもごみの処理の部分については対応をお願いしますというようなことでありました。そういうようなことで、今回の12号の部分では、県と十分相談しなければならぬんですけども、どのような対応になっていくか、処理のほうは私どもの生活環境課、窓口も建設課もございますので、そういうところと協議をしながら県に強く要望していきたいと考えております。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

さきの台風でのごみのときも大変だったと思います。しかし、今回その規模以上の大量のごみが今白浜町の行政区域内の海辺、海岸に打ち上げられておる。当然今、生活環境課長がおっしゃったように処理費については白浜町の負担になる。処理費だけでも計算をしたらかなりの金額的に上ると、これは白浜町の負担である。ですから、私は当然今回も県に対して今まで以上の補助をやっぱり要求というか、これは言うべきであると。その中で、また当然白浜町は富田川流域で言いましたら田辺、上富田、白浜と、最終の流末の町であります。当然これは上富田町、田辺市にも少しそういったことで負担割合をちょっと出してほしいと、そのような形で行政間同士で交渉というのか、お願いになるのか、そこら辺、そういったことを持ち出すのが可能であるのかどうか。これは町長、基本的に一度上富田町、田辺市に最終の富田川の河口の町の白浜町が一手に処理をやっているんやと。処理費については県が今まで負担をしてくれているけども、今回のこのような台風になったときの大きなごみですね、流れてくるのは富田川から流れてくるわけです。当然処理は白浜町が、最終の流域の町の白浜町がやるんです。応分の負担とは申しませんが、少し負担をお願いできんかと、そこら辺は町長として上富田町、田辺市にお願いというか、協議することは可能でありますか。町長どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員がご指摘いただいたように、白浜町だけの問題ではございませんので、一度関係市町の方にもお話してみたいと思います。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

虫のええ話やと、門前払いというか、すぱっと拒否をされるかもわかりませんが、やはり今のこの現状を、これは我々白浜町は上流に逃げていくわけにはいかないので、やっぱり白浜町は最終の富田川で言いましたら河口の町であります。そういった現状を踏まえて、認識を上富田町と田辺市に現状をお話して、何とか、応分の負担ではありませんけど、何とか負担を考えていただきたいと、交渉だけでも町長まず一つお願いをしたい。今、町長は一度話をしてみますということでもありますので、その協議の結果の内容をまたお聞かせ願いたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

次の質問の項目が、今回の一番の私の中で大事であって、これをやっていただかなければ、次、もし災害が起きたらこれは人災に当たるであろうなど、そのように私は思っております。

それは、富田川における土砂の堆積と、富田の河川敷内に生えている流木といいますか木、木が生えているじゃなしに、場所によりましたら森になっております。私も今、白浜町議会から仰せをつかって、指名をいただいてこの富田川流域の中の富田川治水組合、その中での議員として派遣をさせていただいておりますけども、年に1度県当局が来たときには、二、三度やはり県として年次計画を立てて、せめてこの土砂、伐採を根本的に年次計画を立ててやっていただかないと、この数十年前から比べればかなりの土砂が堆積をしている。もし、大雨が降ったときになれば、富田川の水位の上昇の原因にもなると私は言っていたのでありますけども、県としたら予算難のことであつたりとか、当然皆さんもご存じのように富田川では大ウナギの天然物の指定を受けており、その中で文化庁から木を1本切るにも申請を上げて、かなり難しいという規制があると。私は大ウナギの命が大事か人命、そういった生命、財産かどっちが大事であるのかなど。何も河川をいろんな形で乱開発ではなくして、私が言っておるのは昔の30年前、40年前の状態に戻してくれたらいいんです。何も大ウナギの生息が危うくなるような富田川をいじるとか、そういうようなことは言っていないんですよとは言っていたのでありますけども、しかし、案の定今回の大雨で富田川もはんらんをし、一部平間地区では道路がちょうど富田橋の手前、日神社の手前は国道が、ガードレールがちょうど頭が見えるかどうかまで国道42号線が水につかった。当然、その国道に隣接をしている集落も床上浸水となりました。これがもし、富田川がそういった年次計画を立てて文化庁とも協議をしてやっておれば、私は素人判断ではありますけども、かなり富田川の水位は下がっていたのではなかろうかなど、私はそのように思うんです。

せんだって、私、富田川はどこぐらの地域からそんな樹木とか土砂等が堆積しているんであろうかなという形で、一度、上へ向いて上ってまいりましたがけども、私の素人判断では上富田の市ノ瀬の橋ぐらいから、我が白浜町の下流までぐらいが一番土砂、樹木等がなっているのではないかなど。これはやはり白浜町単独でやるわけにもいきません。これは当然県河川であります。

そんな中で、今申し上げましたように文化庁もこの大ウナギという形で、かなり難しい、また費用も要る。しかし、これをほうっておくわけには私はまいらないと思うわけです。当然、白浜町単独で動くのではなしに、これは町長、先ほど応分の負担を求められないかというのと同じで、これは当然白浜町が音頭をとるか、それは別として、白浜町、上富田町、田辺市とこれは共同歩調を合わせて、これは県に対して強く要望というのか、これをやっぱりしていただかないと、今後このような同じような大雨が降った場合、災害がまた起こる。これを今現実を放置しておけば、次は人災に当たる。その点をやっぱり言っていたきたい。当然我々議会としても、今後また議長にもご相談をして、白浜町議会から上富田町議会、田辺市議会に同じように歩調を合わせて、やっぱり県に対して行政当局、我々議会当局が同じように歩調を合わせて要望していきたい。これは絶対要望だけで終わってはならない案件であると私は思っておりますけども、この点、町長の基本的な認識はどうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

今、議員からご指摘いただいた点につきましては、富田川治水組合でもその話は何度も何度も協議してきて、本当に人間が大事ななんか、大ウナギが大事ななんかという論議もあったところでございますし、またその件に関しましては、先ほどの件もそうでございますけれども、富田川治水組合が田辺市と上富田町で構成しておりますので、その中でも強く県に要望していきたいと思っておりますし、ぜひとも私も樹木の伐採等々は必ずできるような形に持っていきたいと思う次第でありますので、ぜひまた富田川治水組合の議員でもいらっしゃいます議員、またご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

これは県河川でありますけれども、当然白浜町の流域の部分については、この台風以後の富田川の状態を、町も把握をしておいていただきたい。当然、見回りの中で見ているよとか、どうかはあると思っておりますけれども、ぜひ記録として、やはりこれはとって、後々県等々の交渉であるとか要望の際にこういう状態であるという証拠的な記録として、これは正式に白浜町としてずっと残しておいていただきたい。当然そこら辺を把握されているのであろうとは思いますが、把握だけじゃなくして、もし記録として残っていなければ、今後この業務の合間というか、計画的に富田川流域で、やっぱり記録として残しておきたい。これは必ずやっておきたい。

そんな中で、せんだってもある職員の方に言いましたけれども、一例を申しましたら、北富田の内ノ川地区から富田川と合流する場所がございます。そこは今回の雨で土砂が富田川のちょうど流れの方向で、内ノ川から富田川に流れるところに大半の土砂が流れてきていて、内ノ川からの河川から富田川に流れるのを防いでいるような、このような状態にもなっております。

もし、今度雨が降れば、そこがまたせがえて、今回以上の内ノ川地区が水没をするというような状態に、これは間違いなくなるような今現在の状況になっております。ですから、その点も十分記録を残していただいて、これを先ほど冒頭に言いましたように、これをほうっておいて次、災害が起きれば私は人災に当たると、そのような点が今おっしゃった1つの事例にもあらわれております。

そんな中で、文化庁は大変生物について大変厳しいと、規制がある。しかし、私が先ほど言いましたように、三、四十年前の富田川はそうではなかった。ですからいろんな報道機関、いろんなところ、三、四十年前の富田川の状態を写したような記録の写真であるとか、何か記録の、そういったものを取り寄せられることはできないのかどうかとあるんですけども、そこら辺の手だてというのか、基本的にここら辺だったらあるとかというのは、そこら辺は今この場でどこにあるか答弁してくれとか、難しいですけども、そこらは考えられんものですか。いろんな手配をしたら何とか手に入るような可能性があるのかどうか。それがもしあるようだったらちょっと教えていただきたいんですけども。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

三十年、四十年前の河川敷というと、私の記憶の中でもやはり今のように葦や木というようなものが生えていなく、河原であり、そこでよく遊んだという記憶もございます。

ただ、三十年、四十年前の河床がそれでいいのかということについての判断も今後していかなければならないし、今の、特に特異的な異常気象というところで、昔のような雨の降り方ではなく、今、局地的な集中豪雨というところがありますので、やはりそういう科学的な判断を持っての中で、今回の水害による河床の変化についての調査を十分県にも行っていただき、適合して安全にみんなが住めるという、そういう河川改修をしていっていただきたいというふうに考えるところです。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

そんな中で、先ほど町長も富田川治水組合等を通じて、同じ行政当局として白浜、上富田、田辺市と歩調を合わせて要望を上げてまいりたいと。私は議員の立場で議長にこれからご相談をして、議会としてこの上富田、白浜、田辺で要望する。

そんな中で、やはり文化庁とかいろいろ県もいろんな事業費のことで難しい。そうであれば、そこでさらに富田川流域の住民の方の声の反映もあつたら、当然これは望ましい。俗に言いましたら要望書であるとか請願でありますけども、私は今回のこの要望については、やっぱり行政、議会だけではなくして、この富田川流域に面した住民の方のそういった声を書面に反映して要望書になるわけですけども、それも集めてそういうような形で県当局、さらには文化庁へと今回の被害を添付をして、それと、また昔の写真等々があつて、富田川の現状が今の三、四十年たったらこうなっているのか。せめて昔のもとに戻す。それをしなければまた災害が起こったときには、次は人災として考えられるのではないかと、そういった運動を、やはりこれは町から、富田川流域の各地区にそういった住民の方の要望の署名集め、そこら辺をお願いして、これは当然白浜だけではなくて白浜町から上富田町、田辺市にも参画を持ちかけて、富田川流域の住民の方の署名をして、それをつけて県当局、文化庁へとすれば、やはり行政だけじゃなくして富田川流域で、実際住んでいる住民の生命、財産、やっぱり今回こういうような災害が起こった。もし同じようになれば、このまま土砂がなればもっと大きな災害も考えられる。その住民の直接の声を署名をつけて県に対しての働きかけ運動私は展開すべきほうがより実現に向けて速い時間で私は実現ができるのではなかろうかなと思うんですけども。

ここら辺の私が今言いました取り組み、これ町長どうですか。そこら辺の取り組み、一応富田川流域、まず白浜町ですけども、富田川流域に面する各区に協力要請ですね、そういった署名の。そこら辺については考え方はどうですか。私はやるべきだ、やったほうが大きな力となって実現が可能であると思うんでありますけど、

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のおっしゃることは、先ほどのことにも関連することでございますので、その点もまた庁内で相談しまして、どのような形が一番いいのかということは検討してまいりたいと思います。

また、他市町に対しましても富田川治水組合でそのようなお話もしていきたいと思いますので、ご了解よろしく申し上げます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

こういった行政が事業をするまでにはいろんなプロセス、手続き等があつて時間がかかる、これは私も承知しておりますけども、その中でも実現をしようと思えば住民の声、これはやはり行政としても無視はすることはできない。今の被害を受けたこの現実を見て、そしてまた富田川の今の現実を見れば、やはりそういった住民の声が不安で心配だと。現実には災害が起こった、現状も土砂堆積になってこうなっている。その住民の生の声を、これは大きな富田川の改修をする原動力に私はなると思います。当然行政同士の話も大事でありますけども、やはりそこに住んでいる住民の声が、今回は人命にかかってくる案件でありますので、ほかの公共事業とはまた違った意味での人命、財産にかかってくるわけですからこの住民の声を結集して、集約をして、そこで行政がその声の後押の上でまた上級の県当局と交渉していただく。

県は県で文化庁ともお話をしなければならぬと思いますけども、この流域の住民からこれだけ来ているんだ。現実、こういう被害があつたというようなことを積み上げていっていただきたい。これは町長も前向きに考えてみると、庁内で今検討してみたいと、また具体的なことはまたおいおい聞きますので、またその方向性を知らしていただきたいと思います。

それでは、いよいよ最後の質問になります。

今回の台風によって、震災の後、和歌山県のいろんな各地区で災害を起した中でこの旧白浜空港跡地が、これは皆さんご存じのように災害復旧の拠点の1つとなつて、特に自衛隊による救援物資の中継点、また空からのいろんな物資の輸送の拠点になつておつた。これは大変いろんな広範囲に、いわゆる田辺の奥であつたり、多分奈良県の十津川にも行ったでしょう。当然新宮、那智勝浦、いろんなところにヘリが分散して、いろんな救援物資等、運んだと思います。

この今の現実を見ておつて、私は近い将来、この我々の地域にも必ず東南海・南海地震が起こると。そうなればかなりのところが今回の被害以上の被害が起こると、そのように言われておりますけども、私は今回の災害についての県・国の取り組みの中で旧の空港跡地を、これは県当局が、万が一のときには県当局はこの旧の空港跡地は防災としてのものにしようというような認定はしておりますけども、そういうようなものではなくして、本格的に防災の1つの拠点として何か備蓄になるのか、どんなものかは具体的にはまだわかりませんが、この防災の災害復旧といいますか、そういった拠点の1つとして、これは白浜町に空港があるわけですけども、土地は7割が県有地であります。残りが3割か3割5分ぐらいが白浜町でありますけど、どれだけの面積を使うか、これもまた協議にはなるかと思っておりますけども、今回のそういった自衛隊からの災害に対しての復旧の様子とかを見ていたら、やはり県内での中継の拠点では、この白浜の旧空港跡地を和歌山県全体、また近畿のそういった防災拠点の災害復旧の拠点の施設の1つとして進めていったほうが、よりよい迅速な対応ができるんではなからうかなと。それが今回、1つの検証に私はなつたと思うんですけども。こちら辺、いろんな過去、旧の空港跡地の促進利用等、そのような形で時間が長年経過をしてま

いりましたけども、なかなかこれといった現在の旧空港跡地、やはり山の上であります。いろんな企業誘致どうこうといっても、なかなか無理である。

そんな中で、今回の災害で、災害の1つの拠点となった実績があって、やっぱりはた目から見ていてもかなり効率よく、私はかなり役に立ったと、この点をやはり生かして、和歌山県全体としての1つの防災の拠点としての施設を整備していくべきではないのかなと。それが住民の生命、財産を守る1つのまた施策にもつながっていくのではと思うんですけども、この点について町長、今後県当局と具体的に今回のケースを踏まえて私は取り組んでいくべきだと思うんですけども、急に言われて町長、すぐにどうこうとはですけども、私は今、基本的なことを言ったんでありますけども、町長の今現在の基本的な考え方で結構でありますけども、どう思われますか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

自衛隊の方々には救援活動をしていただいて本当に感謝申し上げますし、私も表敬訪問をさせていただきまして温泉パスをお入りくださいと持っていかせていただいたわけですが、今回はたまたま旧空港跡地を使っておりますけども、そのとき空港所長も言っていましたけども、本空港のほうですね。通常使っている空港もその拠点基地になるということをおっしゃっていましたし、その辺は今急に拠点基地にするどうのこうのということは即答はしかねますけれども、いろんな角度でその問題については考えていきたいし、県とも協議したいと思います。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

私は議員としての立場で、今回の旧の空港跡地の利用の現状を見て、やっぱり機会があるごと、これは県当局でも機会があれば、やはり白浜町として、白浜町だけではありませんが、県としてやはりこれが防災としての設備投資というのか、その基地としてを今から考えて、やっぱり実践をしていくべきではないのかなと、それは県当局に私は訴えていきたいと思えます。また白浜町としても、今町長、急にどうこうとはですけども、これはやはり庁内で一度検討課題として上げていただいて、県当局に申し入れをするのかどうかと、庁内での検討課題の中にも1つ入れておくべきであると、そのように思うわけであります。災害はやはり起こらないのにこしたことはありませんけども、現実的にはやっぱり起こるわけですから、起こったときにすぐ対応、いかに対応ができるか、いかに被害が最小で食い止められるか。その起こった後の行動というのか、それであります。その行動を起こすには、やはり日ごろからの備えも必要でありますので、その点も考えて今後とも十分庁内で検討してやっていただきたいと、そのように思います。最後は答弁は結構でございます。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもちまして、溝口君の質問は終わりました。

引き続き通告順2番、6番 廣畑君の一般質問を許可いたします。

質問は一問一答形式であります。1つは、白浜町地域防災計画に基づく災害ボランティア

の派遣について、1つは、原発事故による安心安全をどう守るか、1つは原子力発電所等再生可能エネルギーについての質問であります。

まず、1項目の白浜町地域防災計画に基づく災害ボランティアの派遣についての質問を許可いたします。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

初めに、今回の台風は12号の台風、紀伊半島の各県に甚大な被害をもたらしました。100名を超える亡くなられた方、行方不明の方がございます。我が町には幸いにもそうした人的な被害はありませんでしたけれども、道路や山林、それから河川、住宅などに多大な被害を及ぼしました。被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

さて、白浜町の地域防災計画に基づくボランティアの派遣についてでありますけれども、被災されたどの地区に行きましても、私も日曜日の朝から訪問をしたわけなんです、なかなか富田橋が渡れず、あるいは平・栄線も冠水をし、あるいはまた五月ヶ丘から平へ入るこの道路につきましても冠水をしている。また、郵便橋から白浜駅へ至る県道につきましても冠水をしており、そうした状況の中で元有料道路から南紀の台を通りまして朝来から北富田に入りました。そして、被害の状況を見るにつけ、やはり地域によっては河川のはんらんなどによって床上浸水されておられるお宅、事業所がかなりありました。

そして、そこの方々と話をする中で、やはり早い段階からのボランティアの要請と申しますか、そうしたことが必要であるなど、そのように思いましたし、もう既に日曜日の朝早くから片づけに入っておりました。そこでいろいろボランティアは来てくれるのかというふうなことで質問、要望を受けたわけなんですけれども、そこでこの白浜町の計画の中でのボランティアの計画、このことにつきましてどのようにして立ち上げて、防災ボランティアの募集、あるいは登録につきまして、どのように立ち上げてきたのか。いつ立ち上げたのかというふうなことにつきましてお伺いをいたします。

○議長

番外 町長 水本君（登壇）

○番外（町長）

防災ボランティアのことにつきましてでございますけれども、その立ち上げは平成23年9月7日に白浜町災害防災ボランティアセンターを白浜町社会福祉協議会内に設置し、白浜町及び社会福祉協議会のホームページやFMビーチステーションなどでボランティアの募集を行ったところでございます。

○議長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

今現在でも、きのうでもおとといでもいいわけなんです、登録された方、あるいは実働の人数につきまして、大体どのぐらいの、何カ所に行っていたか、活動をしていただいたかというふうなことにつきましてお聞きしたいです。

○議長

番外 町長 水本君

○番外（町長）

延べ人数にしまして191人のボランティアの支援を行っていただいたところ。地区に関しましては十九湊地区、庄川、大、平、田野井、安居、十九湊、ロケ谷等でございます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

かなり水没したところで、あるいは土砂が流入した地域でそうした活動をしていただいたというふうなことでございます。

2つ目に、この計画に基づいてのコーディネーターの育成でありますけども、どのように育成をされてきたのか、あるいは、これからこのことを通じて育成をしていくのかというふうなことでお尋ねします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

コーディネーターの育成につきましては、今後白浜町社会福祉協議会と連携し、コーディネーターの育成に努めていきたいと考えておりました、どのように育成してきたかと申されますと、さきの3月11日の東北での震災に対しまして、亘理町に行ってそこで十分にボランティアのあり方等を学んできた経験が十分に生きてきているというふうにお聞きしておりますけども。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

3月11日の東北の震災へ出かけられた方々のノウハウ、そうしたことで立ち上げてきたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

ここに白浜町防災ボランティアセンター活動マニュアルというのがございますから、このマニュアルに基づいて実施されたわけでございますけれども、そのことが十分に経験として生きていくという報告は受けております。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

こうしたマニュアルに基づきまして、そうしたボランティアの経験者をコーディネーターに迎えてそうした活動を今までしてきたということでもあります。

それから、次の防災センターの組織化につきまして、この組織の今の現状を、ボランティアセンターと町の機能の連携と申しますか、そうしたことにつきましてはどうだったんでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

このたびのボランティアの登録というのは、一般ボランティアの登録のみでございましたので、今後は専門的な知識を有する災害ボランティアの受け入れ等には組織的な連携を図り、センターの組織の強化を努めてまいりたいと考えております。

本当にいろいろな方がボランティアをしてくれて、中でも高校生の方々が大地区で助けていただけただけには感謝するところでございますので、本当にありがたいと思っておる次第です。

○議 長
6番 廣畑君（登壇）

○6 番

やはりこのような災害というのは、ほんまにどこへ行って聞きましても皆さん初めての体験である、経験であると年配の方がおっしゃいます。そういう中で、こうしたボランティアを、もちろん3.11も経験してあるわけなんですけども、我らの地方でやはりそうした活動を蓄積していくというのは、大変大事なことであるかなというふうに思います。

それから、今回はそうした泥出しとか家具を寄せたり、そうした力仕事と申しますか、こうしたことが主体でありますけれども、実はこの間、はまゆう病院の方々と懇談会の中で東北へ行った経験を先生が話されていましたが、やっぱり内面、メンタル的なそうしたことも今後必要になってくる。町の保健師さんの活動、町のお医者さんであるとか、そうした体制づくりにつきましても、これを機にぜひ充実をしていっていただきたいなと思うわけでありまして。そうした点について町長どうでしょうか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

十分に今回ご活躍をいただいている白浜町社会福祉協議会様とボランティアセンターの運営についても私は高く評価をしておるところでございますので、今後また医師等専門的な技術職員を有する防災ボランティアについても、円滑に活動できるように白浜町社会福祉協議会と連携して環境整備に努めてまいりたいと思います。

紀伊民報にも古座川町ですか、保健師が健康調査に行っているという記事が出ておりましたから、そういう点もまた十分に参考にさせていただいて、今後の取り組みにしていきたいと思っております。

○議 長
6番 廣畑君（登壇）

○6 番

この項の最後に、今なお自宅に戻れずに、やはり避難されておる方がおられます。そういった方の実態も把握をされて、適切な対応をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。このことについてはこれで終わります。

○議 長
それでは、次の2項目の原発事故による安心・安全をどう守るかについての質問を許可いたします。
6番 廣畑君（登壇）

○6 番

それでは、次に原発事故による安心・安全をどのように守っていくかというふうなことであります。

ご存じのように、3月11日の福島県の事故の後、もう6カ月が過ぎましたけれども、この6カ月の間に放射能による被害は東北、関東にとどまらず、報道などによりますと全国へ及んでいます。牛肉の出荷の停止の問題、今はもう出荷されていますけれども、そうしたこととか風評などでこの地方にも影響が及んでいます。

ある自治体の給食センターでは、給食センターによっては牛肉を使わないようにしているようですが、白浜町の学校給食の現場での安全について、どのようにとらえているのかお伺いをいたします。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

白浜町の牛肉についてですけれども、白浜町は牛肉を使用するかどうかにつきましては、センターあるいは給食が行われている学校に判断を任せております。これは、風評被害によって余りにも過敏になり過ぎる、そういうことを防ぐ意味もありまして、ただ牛肉を食するということは安全な牛肉という、その前提が非常に大切ですので、識別番号等で安全性が確認できた場合、それは牛肉を使用するかどうかについては学校現場の判断に任せると、そういうことにしております。

1学期につきましては、さかのぼって調査をしましたが、問題の牛肉は使われておりませんし、今後も識別番号等で判断をして、あるいは産地も確認をして安全性を期していきたいと、そのように思っております。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

ご存じのように、事故の後、日本の食品、食べ物に対する基準、キログラム当たりのベクレル、あるいは飲み物の基準値、リッター当たりのベクレルなどが緩和をされてございます。例えば、チェルノブイリのウクライナ、このウクライナではセシウムにつきまして、飲み物につきましてはリッター当たり2ベクレルであります。それから、日本の暫定基準でありますけれども、これは乳幼児では100ベクレル、そのようになっております。

それから、食べ物でありますけれども、これまでは日本の輸入品の食べ物の規制は370ベクレルであります。アメリカは170、それからウクライナは40であります。ベラルーシにつきましては、子どもは37ベクレル、そのように日本の基準につきましてはかなり高く設定をされておる、ほんまにかなり高いです。これの出典はウェブサイトの放射能について正しく学ぼうというところから見たわけなんですけれども、このように日本のほんまに基準値というのは緩和をされて高い、やはり子どもたちを、一番被害が及ぶ子どもたちを守っていくというふうなことでは、放射能がより少ないものを食べさせていかならんというふうなことでもあります。

このことにつきまして教育長、どうでしょうか。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

成長途上期にあるような子どもたちに、より安全なということにつきましては全く同感です。ただ、一地教委が一つ一つの食品について検査をするということ、これは不可能ですし、そういうことをすることはできません。

ただし、安全性につきましてはそれぞれの給食の実施をしている学校と、そして業者に対しまして産地表示を義務づけております。どこでとれたものかということがまず確認できます。例えば、できるだけ地元産を中心に購入しております。米は100%地元産です、農協を通じてです。牛乳につきましては和歌山県下は全部同じ日本酪農協同ですが、これは和歌山県周辺で生産をされた牛乳を使用しております。野菜、肉類、魚介類、そういうものを含めてすべて必ず産地を確認して、そして購入していると、そういう体制をとっております。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

やはり地産地消といいますか、ほんまにそういうことが必要だなというふうにも思います。

それから、実は8月に私はピースフェスタという田辺市で開催されましたそういう集会有りました。そこへちょっと行ってきたわけなんですけれども、そこで岩出市に在住のお医者さんが報告をしていましたけれども、彼は放射線の測定器を持っていまして、チェルノブイリなんかにもかかわった方であります。

3月11日以前に放射線を測定しておったと。その事故後、6月であります、測りますと、事故以前よりも4倍も高い値が出てあったというふうに報告をしてございます。やはり今、教育長もおっしゃいましたけれども、放射線というのは特に子どもたちに大きなダメージを与えていく、そのように言われております。乳幼児や児童・生徒にとって、少量であっても将来発がん性などの健康被害が起こり得る危険性があります。

それで、次の質問でありますけれども、そうしたことで地域の環境の安全の基準につきましてお尋ねをするんですけれども、こうした親御さん、子どもたち自身、保護者の方の安心・安全への願いにつきまして、こうした放射線の測定を行っているのでしょうか。実は、心配だと、この地方へも福島県などから避難をしてくる人が多々ございます。都会からこちらの紀伊半島へ自然が大好きだというふうなことで移住をしてくる方々もおられますし、やはり子どもさんに対する心配、安心・安全、きれいな風光明媚な紀伊半島、白浜で、あるいはこの地方で生活をしていく、そうしたことでやはり心配やと。被災地だけではなく、やはりいろんなところへ、同心円でどんどん広がっていくわけでは皆さんございません。やはりそうした心配がございまして、そうした点につきましてどうでしょうか。そのことにつきましてお尋ねをいたします。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

ごもっともな質問だと思うんですが、放射能汚染についてですけれども、現在私どもが知ることができるというのは、まず文部科学省が毎日放射線のモニタリング情報を提供しております。これは和歌山県では和歌山市ですが、大体低いときで0.031、高いときで0.056マイクロシーベルト毎時、毎日10時、高さが1メートルで測定しております。これ

でいつも非常に低い数値が出ております。非常に安全な数値だと思っておるんです。

それと、毎日測定されていますのは、この近辺では奈良市、あるいは隣接で大阪市、あるいは四日市市、それも同様に見ているんですが変化がございません。

それとあと、和歌山県が環境衛生研究センターが、これは毎日ということではないんですが、一番新しいのでは、しらはまゆう公園ということで、大体0.08程度のマイクロシーベルトの数値が出ているようです。

それとあと、和歌山県では御坊市の高専、ここが調べておまして、これは非常に参考になると思うんですが、1週間分の平均値が出されておりますが0.08マイクロシーベルトです。

そういうことで安全と判断しておりますが、念のため県教委にも確認をしております。県は大丈夫です、問題ありませんと、そういうことですのでご理解賜りたいと思います。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

それぞれの県であるとか、それぞれの組織で白良浜なども年に1度測定をしておるといふようなことであります。

実は、測定器につきましては白浜町、ご存じやと思うんですけども、消防本部に消防庁からいただいたやつがあると思うんですけど、これを利用して、例えば月に1度、何カ所かというふうなことでそうした、学校はそういうふうなことでとらまえておる、あるいは父母にもそういう情報は送ってあると思うんですけども、やはり心配であると、身近なところでそういった測定をしていくというのは大事であるのと違うのかなというふうにも思うんですけども、こうした今ある測定器で一度何カ所かやってみるといふようなことは町としてどうでしょうか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

放射能測定器ですけども、これは緊急消防援助隊が活動することを想定して国から貸与されております。個数については5個、国から貸与されております。

今回、議員も言うておられるように、消防にあるからそれを使えないかということですが、町が使うことについては別に問題はないと考えております。

以上です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

消防本部に消防庁から貸与しておるといふようなことでありますけれども、ぜひ今あるんですから、それを町としてやはり活用して、そうしたことを公表していくといひますか、参考の値というふうなことにしかならんかもわからんですけども、それをやはり見て、親御さん、あるいは地域の人がああこのぐらいだなと、これ変化はあると思うんです。そうしたことをやってみるべきだなと。あるんですから、なかったらできませんけれども、今あるものを使う、利用していく、もちろん職員さんがやるわけですから、なかなか時間といひますか、

それ専従でというのか、毎日毎日やっていくわけではないんで、月に何回か幾つかのポイントを決めて、そうしたことをやって町民の皆さんの、あるいは父母、保護者の皆さんの、子どもさんご自身の放射能に対する安心・安全を守っていく、そうしたことがやはりできるんですからやっていただきたいなど、このように思いますが、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

基本的には白良浜での測定結果はホームページにも公開しておりますし、安全情報を発信していくのは当然と考えておりますから、今後の情報の発信には努めてまいりたいと思えますし、今、先ほどのご質問の件に関しましては、関係機関とも協議して、どういうあり方がいいのかというのはちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

ぜひ検討していただいて、機械があるのでしていただきたいなどと思えます。いざのときは消防が持っていかならんし、なかなか大変ですけれども、そうしたことで活用をお願いしたいというふうに思えます。

これで、この質問は終わります。

○議 長

2項目の原発事故による安心・安全をどう守るかについては質問を終わりました。

続いて、原子力発電所と再生可能エネルギーについての質問を許可します。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

原子力発電所と再生可能エネルギーについてということで質問をさせていただきます。

本年第2回の定例会で町長の答弁につきまして、原子力発電所の立地につきまして、今までの経緯経過、歴史を尊重して慎重に取り組んでいきたいというふうなことを言われました。そのことにつきまして、経緯経過につきまして、あるいは歴史というふうなことにつきまして、具体的にもう少しお話をいただいて、ぜひ大変な事態になっているんで、きちんと答弁をいただきたいというふうに思えます。町長どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

第2回定例会においても議員の質問に対しまして今までの経緯経過、歴史を尊重して慎重に取り組むという答弁をさせていただいておりますところですし、今もその気持ちは変わらないところでございます。福島原子力発電所の事故等につきましても非常に注視しなければならないところでありますので、私としましては今までの一連の関連資料をもとにして、取り組んだ経緯を再認識して、そういう中での今後の取り組みを慎重にまいりたいと思いう次第です。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

やはり同じことではなしに、関西電力としては若狭湾、ここだけやと。それで、やはりここがだめになったらあかんさかいに、電力があかんさかいに、それでこっちへ、紀伊半島へしたいんやというふうなことなんです、ご存じのように。それも、その発言も、繰り返になりますけれども、原発の事故が11日に起こった。その3月15日、3日、4日後にそうしたことを言われる。るるいろんな話を僕ら自身も勉強しまして発言させてもらいましたけれども、やはり原子力発電というのはほんまに危険であるし、今、せんでもええことをせんならん。あるいはレントゲンを受けることが、放射線を浴びることとどっちがメリットがあるか、浴びんことよりもメリットがあるかということで、皆レントゲン、年に1回検診を受けますけれども、必要のない放射能、それを浴びている、あるいは対流をしておる、それは日本だけではなしに全世界へ対流しておるわけでしょう。そういう原発は来て要らん、私は来て要りませんというふうなことで意思を表明していただいて、それがやはり私どもの子どもさんやとか孫さん、将来についてもええんではないかなと。はっきり言うていただく。原発の1970年代から80年代後半に至る旧日置川町でのさまざまな取り組み、賛成である、反対であるの中でほんまにいろんなことがありましたけれども、そういうことのないように、ぜひここで表明をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか再度。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、何回も申し上げますように、1970年代からの旧日置川町での原発に対する皆様方の、あるいは関連市町村も含めましてですけども、その皆様方の取り組まれた経緯、そしてその経過について私は尊重していきたいと思っておるところでございますということをご理解いただきたいと思います。

○議 長

6番 廣畑君(登壇)

○6 番

ご存じのように、私たちが支払う電気料金、この中に電源開発促進税というのが電気料金の中へ入っています。それが収入として約3,500億円ございます。こうしたお金を電源開発ということでほとんど原子力発電所のほうへ行っておるというふうな状況なんですけれども、それをやはり変えていく方向というのは探っていかならんと思うわけです。

それで、次の質問に入りますけれども、再生可能エネルギーの地産地消についてということでもありますけれども、このことにつきましてお伺いをしたいなというふうに思います。

そうした原発から離れまして、この再生可能エネルギー、例えば太陽熱であるとかバイオマス、それから風力、潮水力、それから地熱とか海洋、やはりこの半島はそういう自然が豊かでありますので、そうしたことが可能であるなというふうに思うわけではありますが、今の公共施設に太陽光発電のパネルを設置していくというふうなことについてどうでしょうか。これはやはりいろんな災害時の電源の確保などにつきましてもいいのと違うかなというふうにも思いますけれども、どうでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

再生可能エネルギーの設置についてということでございますけども、町単独での整備は非常に難しいところがございますので、有効な補助制度の活用や、あるいは費用対効果、技術の進歩などを見きわめながら取り組めるところから取り組んでいきたいと思っておりますし、本当に私もクリーンエネルギー、メガソーラー等は今後のエネルギーとしては欠かせないものになっていくであろうと思っておりますから、そういう点も踏まえまして考えさせていただきたいと思っております。

○議長 長

6番 廣畑君(登壇)

○6番

NPO法人などがそうしたことでそういう要望といいますか、屋上を貸与してくれよというふうなことがあるやもわかりませんが、そうしたことについて積極的に相談をしていくというふうなことにつきましてはどうでしょうか。

○議長 長

番外 総務課長 小幡君

○番外(総務課長)

公共施設等への太陽光パネルですけれども、町単独の整備というのは非常に難しいというふうにも考えるところであります。これから先の国・県のエネルギー政策の方向によっては有効であるというふうに考えてられると思っております。とりあえずNPO法人とかでなしに、そういういろんな形の中での太陽エネルギー等についての使用の相談があれば、これについては十分町としても意見をお伺いしていきたいというふうに考えます。

○議長 長

6番 廣畑君(登壇)

○6番

ぜひそうしたことを県や国にも働きかけていって、こうしたことが地域で地産地消エネルギーをしていくんだというふうなことであるとか、それから、この地域でお金を循環させていくというふうなこと、そうしたことにつきまして大事であるのと違うかなど。やはり太陽光発電というのは大企業ではなしに、法律もできました。ソーラーから売電をできるというふうなことにもなっていますし、そういう大企業だけではなしに中小企業がやはりそういうところで経済活動ができていくというふうなことにもなりますんで、そうしたことにつきまして、ぜひ推し進めて要望をしていっていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長 長

以上をもちまして、廣畑君の質問は終わりました。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 11時46分 再開 13時00分)

○議長 長

引き続き会議を再開いたします。

湯川議員から欠席の届けがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、引き続き一般質問を続けてまいります。

通告順3番、16番 三倉議員の一般質問を許可いたします。

質問につきましては一問一答形式であります。防災について、さらには観光行政についてということであります。

それでは、まず1項目めの防災についての質問を許可いたします。

16番 三倉君（登壇）

○16 番

議長のお許しを得ましたので、登壇順位に従い登壇し、一般質問を行います。

質問の前に、先日の台風12号により多くの方々の方が被害に遭われ被災されています。その方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げる次第でございます。

また、職員の方々には9月2日以降、休みなく対応、対策、それから後始末等に大変ご苦労さまでございました。側聞するところによりますと日置川事務所の職員を初め、何人かの職員の方々が10日、11日の休日を返上し、災害に遭われた被災地にボランティア活動をされたということだそうではありますが、大変ご苦労さんでございました。まだまだあと大変でございましょうが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。質問の内容につきましては既に通告しております防災について。1つ、観光行政についての2件についてお尋ねしたいわけでございます。防災については大変広範囲にわたる質問であります。私はこのたびの台風12号とさきの台風、7月19日、20日だったですか、四国から紀伊半島沖に上陸した台風6号の中から今後の防災についての対策と申しますか、防災計画と申しますか、そのようなことについてお伺ひしたいのと、今回の台風にて被害に遭われた方々への支援、救済等について少しお尋ねしたいと思ひます。

地域防災の拠点については、日置川地域におきまして、日置川支所庁舎と日置川消防署が切り離すことができない施設であり、その日置川消防署の建てかえ計画をしていた途上、3月11日に東日本大震災により建築所在地の見直しを余儀なくされた形の中で進捗状況をお伺ひしようと思っていたわけではありますが、さきの全協でこの説明を受けたものですから、その話の中で県との協議等もあり、少し協議を必要とするというところでありましたけども、一日も早い建築を願うというところでもあります。

それでは質問ですが、質問の内容の前に、またさきの質問者、溝口議員と質問の内容が重複するところもあるかと思ひますけども、お許しをいただき、答弁をお願ひしたいと思ひます。

さきの台風12号の対応措置的なことから、私は日置川流域での今回は風水害応急対策に係る件になろうと思ひますが、日置川事務所内での職員の配置、体制や、それから住民への問い合わせに対する対応、住民避難場所への指示等のそういった問題について、白浜町地域防災計画の見直しについて早急にかかっているべきではないかということを感じております。そのことについていかなるものかということでもあります。防災計画に記載されている文章で理解されているわけでありましようけども、実際、緊迫した中での実践、何をどのように対応すればよいのか、職員の方々が理解できていなかったように感じる場面も私には映りました。機構の中での指揮形態とそれぞれの職員の方々の役割分担をも

う少し徹底するべきではないかと思うわけであります。

避難場所について、またそのことにつきまして、津波に対する避難も含めた中で、6月議会にも申し上げたわけでありますが、そういったことも防災計画の中で見直しを図るべきではないかと、早急に図るべきではないかというように思う次第であります。

地域防災の中のこの防災の計画書でありますけれども、この地域防災計画の中の2章第4節で「災害とその特性」という節があるわけです。1つ、「台風」とあるわけです。その台風の項の中で昭和の台風で被害が大きかった台風を掲げていて、被害状況等が記載されているわけです。この文章の中なんですけれども。

そこで、その中で旧日置川町の被害状況について一切記載されていないわけです。このことについては私ももう少し早く気がついて提言を申し上げるべきではなかったというようにも思ったりもするわけでありますが、そのことは大変残念なところでもあります。

この防災計画につきましては、現町長のもとでつくられたものではなく、平成20年3月に作成されたものでありますけれども、やはりこの計画については行政として一貫してやっぱり進めていただいてもらわなければならないというように思うわけであります。そんな中で、この内容について早急に変えていただいて、やっぱりよりよいものをつくっていただきたいというようなことを思うわけであります。

その防災計画の中の受けた被害ということでもありますけれども、平成2年の台風19号についての被害で床上、床下浸水というのが旧日置川において29件ほどあったということで、ほかは全然そういう記載がなされていないということでもあります。

昨日でしたが、町長は昭和33年の台風17号について少し触れていましたけれども、その昭和33年8月25日の台風17号についての記載が一つもなされていないということでもあります。旧日置川町における台風17号につきましては、今回の台風12号の那智勝浦町井関地区における被害に勝るとも劣らないほどの被害を受けているわけであります。ただ、この被害につきましては行方不明者が1名と死者が1名ということで、人的被害が少なかったものですから、余りマスコミに取り上げられるということは少なかったんでありますけれども、その他の物的と申しますか、そういったことについては大変だったということでもあります。

さきの町誌災害編におきましても、3割近くがこの台風17号のことについて記しているような状況であります。

何を申すかといいますと、結局過去に受けた災害や被害に基づいて地域の防災計画を作成するべきものではないかと私は考えるわけであります。そういったことの中から対策を講じていくということの中で、このようなことからしたら防災計画、これはそういうのが記載されていないということからすれば、日置川地域の水防に係る対策については、少し緩いような気がするものですから、なおさらというんですか、より一層の改善の見直しをお願いしたいというところでもあります。

それと、いま一つは旧日置川町時代に平成14年に作成した地域防災計画というのがあるわけなんですけれども、その計画の中では第2章の中で災害予防計画の中では河川防災計画に始まって、内水について排除するというような計画を上げているわけであります。それを上げているわけでありまして、災害計画書の中で現況を記載していて、基本的計画を掲げ、対策を掲げ、そういう方法をとっていると思うわけであります。その施策として、内水の排除用のポンプ整備と河川改修の整備の推進を掲げて、政策の中では内水排除用ポンプ場の場所の整

備というようなことも掲げているわけです。

要するに、たまった水を外へ吐き出すようなポンプの設置と場所を設置せえというような形を平成14年の作成していた旧日置川町時代の地域防災計画書の中には掲げられているんですけども、今回の20年に策定したこの地域防災計画には、それが出ていないわけです。そうったことが今回の田野井地区を初め、富田川水域にもあったと思うんですけども、何カ所がこういった形で内水による災害被害に遭われているのではないかと思うわけでありまして。

そういったことから、地域防災計画についての見直しと、あわせて災害対策に取り組んでいただきたいと思うわけでありまして、要はこの見直しを早急にしてくれと、すべきではないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

今、議員がご指摘いただきましたように、今回の災害、近年にない被害を残しました。日置川、富田川、2本の大きな河川がはんらん、危険水域を越え、避難指示を発令せざるを得ない状況になり、下流域の住民の方々には避難所生活を余儀なくさせられて大変ご不自由な日を過ごされたことと存じ上げるところでございます。

いまだに被災状況から抜け出せない住宅もありまして、また災害廃棄物の処理が残る状況で、まだ検証作業にまで至っていないところもございますが、今、議員がおっしゃられましたとおり、しっかりと検証して、地域防災計画及び職員の防災体制を見直したいと考えているところでございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

見直すということの答弁をいただいたわけでありまして、その見直す時期とか、見直しに当たっている職員だけではなく、スタッフについての問題もあろうかと思うんです。そういったことにつきまして、先ほど溝口議員がおっしゃっていましたが、つかるといふ場所に避難場所にしていたというようなこと、それはこの日置川地域においても多々あるということです。それは、先ほど申しましたように、6月の議会で申しましたように、地震についてもあるわけですが、そういう拠点的な場所について。

そういったことで、あった話の中でやっぱりそういうより良い意見を聞くため、やっぱり地域の方も何人か、そういう学識経験者も必要でしょうけども、地域の方も含めた中でそういう作成に取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

おっしゃるとおり、被害状況も集計されることだと思いますし、その地域の聞き取りというんですか、聞き取り調査も含めていろんな課題がたくさんありますので、またこのたびの台風についての総括的なことはまだ出ておりませんが、皆様のご意見をお聞きして、自主防災の方々ともお話をしてお話ししてまいりたいと思っております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

それから、先ほど羅列したような形で申し上げた職員間の対応についてなんですけども、やはりうろが来てあると申しますか、そういうような状況にとれたわけです。だから、自主防災についての避難の訓練もされているわけでありましたが、職員についてのそういうのも必要なのではなかろうかと、少しそういったような意思の感覚の中で徹底してもらえたら、もうちょっと緊迫した中でわりと対応できていけるんじゃないかなということと、それから、水防につきましては富田川水系と日置川水系と2つあるものですから、その対応には大変苦慮するところであるでしょうけども、やはり防災対策の長とすれば1人であるんでしょうけども、やはり今回、副町長が日置のほうへおいでいただいて、ある程度の陣頭指揮を日置川事務所長とともにとっていただいたわけなんですけど、そのあたりもあわせて見直す中で対応というんですか、機構的なものというのも考えていただきたいなと思うわけなんですけど、いかがでしょう。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のおっしゃるとおり、台風12号に関しましては非常に緊迫した、緊張した状況でございまして、120年ぶりの大雨であるとか、そういうふうにも申し述べられている中で対応をさせていただいたわけでございますけども、副町長は日置に行っていただきまして、それは十分に今後その辺も考えまして、職員に対する訓練のあり方も含めて防災対策室とも消防とも連携して、各機関と連携して今後の取り組みを考えてまいりたいと思います。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

ぜひともそういう形をもって被害につきましては最小になるように、やっぱり被害ですからどういことが起こるかわかりませんが、そういうことをお願いしたい。

次に、被害に遭われた方々についての救済の方法なんですけども、その問題については先ほど朝のうちの質問で溝口議員も質問をされていたわけでありまして、農業従事者におきましては農林の金融公庫なり、そういったことから今回の被害に対する融資枠等については、ある程度緩い中で融資をしていきたいというような形が農林水産大臣なり、それからその方法については県のほうも、知事さんのほうもそういった形について働きかけていきたいというようなことはあるわけです。

それと、いま一つは町のほうの災害の施策の中でもそういった格好で融資の枠を緩めるといような形のものはあるかと思うわけです。

一方、企業におきましては中小企業金融公庫のような形の中でそういったような融資の枠を広げていきたいといような形のものもあるわけなんですけども、いかんせんそういうのに属していない方で被災されている方について、朝ほどその対策がないのかといような形を溝口議員もおっしゃっていたわけなんですけど、そういうような被害に遭われた方の中で、いわゆるサラリーマンの方とか、職人さんというんですか、技能者といわれるんですか、技術者とおっしゃるんですか、そういった方々に対する救済も含めた中で、町が融資の対象に対する

そういうことをするとか、それからいま一つは、そういった方々に対して利子補給、町が独自の方法として救済者に対する利子補給というような方法を考えられないものかということ提言するんです。

と申しますのは、それは農業従事者に関しても、例えばこの大地区の農機具をいかれた方です。この方は、結局農機具をいかれたということですから、結局直すなり購入するなりせざるを得んと思うんです。それはほかの地区でもあるんでしょうけど、冠水されたところについては、やはり農機具というのはほとんど低いところに置いているものですから、つかっているということになりますよね。そういう部分については、農林関係の融資の枠は広げていただいても利子補給ではなしに金利の負担というのがかかってこようかと思うわけです。そういうことについて、利子補給で、要するに融資枠なり補給の限度、上限ももちろん決めていく中で、何年か、何%の利子をするというような利子補給で被災者に対する援助ということを考えられんかなということをおもうんですけれども、いかがですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

被災者の支援につきましては、現在のところ、現行制度の中で対応をしていきたいと考えておるところでございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議 長

16番 三倉君(登壇)

○16 番

今、現行制度ということは朝ほどの答弁でもあったんですけども、それもそれでよくわかるわけです。ただ、やはり一歩踏み込んだ中でそういった制度も検討する中で考えていただけないものかと。それは予算的なものもありましょうし、またいろんな諸般の事情もあるわけです。あるんですけども、やはり復旧に対する、先ほど現行にすれば床上で2万円だけであって、大地区のある家では被災に対する見舞いというのが全然出てこないんです。というのは、結局半壊の場合にも少し出るらしいんですけど、半壊はあくまでも居宅であって、納屋、倉庫ではだめだという現行らしいんです。

だから、それだったらとにかくやる気のある、これからせんなんというような格好で何とかというような方に対して、少しでもこたえられるように、町も口だけじゃなしに、やっぱり何かの方法という中で現行だけじゃなしにそういった制度も含めた中の対策、対応を考えていくべきではないかということで、今すぐ即答はいただかなくても結構なんですけど、考える余地もないのかということで再度お尋ねしたいです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

財政的な問題が大きく伴いますので、今ここで即答することはちょっと差し控えていただきたいと思います。思う次第でございます。

○議 長

16番 三倉君(登壇)

○16 番

そのことにつきましては、先般財政健全計画なんかできている話の中でそうしていかならんということがよくわかるんですけど、検討課題として上げてもらえるという格好なのか、検討課題として考える余地はあるのかなのか。ただ現行があかんからやめてしまうというんじゃないしに、そういう検討課題としていくというような考え方については町長どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外（町長）

だから、ここでそのことに対するまだ研究もしておりませんので、あかんとかええとかという答えは差し控えさせていただきたいと思うわけです。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16番

このことにつきましては、全体的に今後のこともありますし、私はたまたま大地区の方であつたり田野井地区の方を例に挙げましたけども、庄川であつたり平であつたり、要するに田畑の冠水された方はもとより、もちろん床上浸水、床下浸水もありますけども、農機具等につきましてはそういう方もありますし、それから、床上浸水についてもその補助対象というのか、金利の補給というのものもあるもんですから、一度、財政が厳しい中でも前向きに検討をお願いしたいと思うわけであります。

それと、次に少し内容を変えてお伺いしたいと思います。

災害の復旧工事のことにつきましては、決められた話の中で町は町で話をし、県は県、国は国に対しても申し上げていくというようなことでありましたけども、この城川という河川、日置川の支流河川があるんですけど、そこの被害については甚大でありまして、特に床上浸水、床下浸水ということよりも堤防の決壊なり、田畑の河原化したというようなことがあるわけでありまして。ただ、つかったということではなしに。そういった話の中で、この地域に限らず災害の復旧、復興に拾ってもらえるような中で、きめ細かい被災場所について、調べていると思うんですけども、取り上げて補助対象となれるように、それはお願いしたいとか質問ではないような形になるんですけども、そういった形についての取り組みなり、また要望的なものとしてはどのようにお考えかなと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

今、議員も現状をご視察されてご承知のことだと思いますけども、小川地区では県管理の城川がはんらんしまして、一部の最上流部の左岸側堤防が決壊したため、かなりの土砂が田んぼのほうへ流入してきております。また、河床自体も相当上がっている箇所もございます。この件につきましては県のほうでも現状を見ていただいて対応していただけるよう要望しておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番外（富田事務所長）

小川地域の、今おっしゃられました田んぼ関係が河原みたいなような状況になっている、現在そういう状況になってございます。この復旧につきましては、今までの農林関係の補助金等、県と相談をしながら取り組んでいきたいと思うんですけども、これが完全にもとのとおりに復旧するには、やはり2年、3年かかろうかと思えます。小川地域で農業をされている方の被災された方の思いもあろうかと思えます。もう二、三年たった意欲といいますか、農業に対する意欲というのも非常に今回の災害によってなくしている状況もございますので、その方々と十分協議をしながら、ただすぐ復旧事業をやればよいということではなくて、そういう方々の思いを十分聞きながら復旧作業に当たりたいと考えてございます。同じように、大地区につきましても農業施設とか、非常に災害の被害を受けておりますので、その地域につきましても地域の方々のいろんな思い、日置川事務所であるとか関係機関との十分な協議をして復旧作業に当たっていききたいというふうに考えてございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、地元の方と協議をするという話をいただいて、前向きに取り組んでいただけるということでありたいわけです。

その中で、河川についてはやっぱり早急に、決壊なり損壊している場所については早急に訴えていって、やっぱり早急なる復旧をしていただきたいなと思うわけであります。

県下の中で、紀伊半島南がかなりの被害を受けたものですから、順につけられる云々というような形になるんでしょうけども、そこは行政の手腕の中でより多い復旧、より早い復旧をお願いしたいなということと、それにあわせて、朝ほど溝口議員がおっしゃっていた河床についてであります。

やはり、河床に土砂がたまっている関係上、少しの増水でやはり堤防を越えてというような形が、城川では特に如実にあらわれているわけです。

本川、日置川についてもかなりの河床が上がっているものですから、その河床を取っていただくことによって要するに冠水を防ぐという話の中で、これは2級河川なものですから、県との対応になるわけですけども、そういった対応について取り組んでいただきたいと思うわけでありますが、この点についてはどうでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

先ほども言いましたけども、本当に河床もかなり上がっているところが見受けられます。議員もご承知のとおり、城川につきましては県の管理河川ですので復旧に向けては旧日置川町の時代にも実施しておりました河床整備、いわゆる砂利採取等も町でするのかも含めて、今後県とも十分協議をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

ぜひとも富田川も含め、日置川の河床の整備については皆様方、職員の方々のお骨折りと、当局の努力でぜひ実現していただきたいなと重ねて思うわけであります。

その次に、いま一つは、崩土によって土砂ダムが紀伊半島の中で5カ所ほどできている。その1つが日置川水系の一部にある田辺市熊野であります。その熊野については土砂崩れが起こって、その後、ダムそのものも崩れてしまったということになった場合には一応下流に三川のダム、殿山ダムのダム湖があるわけでありまして、ダム湖があるからということで安全ではあると言い切れるものではない話でありますし、その辺について対応というのか、ダム湖の水位ともどもにそういう安全性からしたら安全やということとは間違いはないでしょうけれども、その辺についてはどのような対応を考えていかれる予定なのかなということと、確認してあるのかというようなことについて、ちょっとお尋ねします。

このことについては、本来なら通告していなかったらだめなんですけれども、通告後にそういった形のことがマスコミに出てきたようにも思われますので、具体的なことではなしに対応的に当局としてどういう格好でいくんだという形で答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

田辺市熊野にあるダム湖のことだと思うんですけども、私も現場へ副町長と一緒に行ってまいりました。本当に百間谷から、百間のかもしか牧場から熊野一帯、全体がつぶれておりまして、2つのダム湖ができておりまして、ちょうど国交省の方も調査しておりまして、国交省の方がやっとダムの砂防域に対する警報ベルを設置することが決まったというお話もいただきまして、昨日も振興局で熊野と中辺路の滝尻に起こった土砂ダムについての状況等の説明もいただきまして、瞬時にそのことの変化が起これば連絡を徹底するというお話もいただいておりますので、その辺を、ちょうど先週は総理大臣を初め、各党首の方々もお見えになって、私も白浜空港へ議長と一緒に迎えにも行かせていただいたところで、要望もしたところでございますけれども、本当に大規模な崩落ですから、山1つ落ちていっても過言ではないような崩落でしたので。

そういうふうなことで簡単にはあれを撤去するとかという話にはならないと思うんですけども、危険に対する万全の体制はとっていただけると国交省のほうからも聞いておるところでございます。

○議 長

16番 三倉君(登壇)

○16 番

国交省の問題にもなるんですけど、ただ、町独自でもある程度そういう形のを収集なり何なりをせんとあかんと思うわけです。熊野の土砂ダムが今度は崩れかけるということは、やはり雨が降って起こるということですから、雨が降って起こるということはダム湖の水も上がるということになりますよね。ダム湖の水が上がるということになったら、今まではダム湖に流れる水に応じて放水するという形ですけど、それ以外の形の土砂なり何なり含まれるわけです。そうした場合に、予期せぬようなことが出てこないのかということについて、そういうことについてはダム管理者とも含めた中の話をすべきではないのかと思うんですけど、いかがなもんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

その件に関しましても、関西電力とも話をさせていただいているところでございます。関西電力に対しましても水位の変化等がありましたら早急に連絡をいただけるようなお話をしております。

○議長

16番 三倉君(登壇)

○16番

防災については、余り災害が起きてすぐなものですから、少しについての対応等についてと、それから今後についてもまだまだ被災状況について把握しなければならない部分が多々あるということから即答はいただけるとは思っていなかったもので、この辺で終わりにして、引き続きまして、観光行政についてお伺いしたいと思います。

○議長

それでは、防災についての質問は終わりました。

続きまして、観光行政についての質問を許可いたします。

16番 三倉君(登壇)

○16番

次に、観光行政についてであります。先日、9月5日の定例会初日の町長の説明要旨の文面で、白浜町におけることしの集客の内容と、残り少ない海水浴場の開放期間中の来客の記述を述べられていまして、その後にはすくでも、観光行政について、白浜町教育旅行誘致協議会を通じて体験型教育旅行の誘致活動を展開しているところであります。山、海、川の自然を中心とした我が町のよさをPRし、誘客に努めてまいりたいと考えているところでございますと述べられていたわけでありまして。

体験型教育旅行の誘致活動にあっては、もう既に大好き日置川の会、現在の南紀州交流公社が誘致活動に取り組み、実績を上げているのが実情であります。

さきの6月の議会において、体験型教育旅行の誘致活動を行っている南紀州交流公社に対しまして、主として誘客のためのPR活動費として使用するため、町から補助金等について上げ、補正予算が計上されていたわけでありまして、このことについては議会において否決されました。

このことは、議会全体にこの事業及び事業の取り組みに対して持っている法人の内容について、十分理解されていない状況であるのではないかと考えられるわけでありまして。

また、議員個々にそれぞれの考え方を持ち合わせることでありますから、体験型教育旅行についての誘致活動をどのような形、どのような方法で理解しているのかということについて、余りそのことが理解を得られなかったから、6月補正予算についても否決されたのではないかとこのように考える中で、当局としてこの体験型教育旅行について、どのような形で周知していけるのか、また説明し、議員の皆さんにわかってもらえるのかというようなことについてお尋ねしたいわけです。

○議長

番外 町長 水本君

○番外

白浜町教育旅行誘致協議会につきましては、現在全国の多くの地域におきまして教育旅行

誘致の取り組みを展開しており、当町におきましても南紀州交流公社の方々の取り組みを初め、多くの体験型観光メニューがございます。学校側でも教育旅行の多様化や体験型メニューを取り入れていく傾向にありますし、県内市町でも当町のほか、5市町では同様の団体組織にされており、県内外の地域への誘致競争が激しくなっているところがございます、ご指摘のように、当町の体験型観光の先駆けとして南紀州交流公社がお取り組みになり、現在に至っているというふうに私も認識をしているところがございます、その辺のことに关しましては白浜町教育旅行誘致協議会とともに、あるいは南紀州交流公社の皆様や、あるいは観光協会、観光関係団体と連携して大いにPRをしていきたいと思っている次第でございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

要は、町長はわかっているから取り組むということですよ。でも、6月の議会において結局議員の理解を得られなかったから、これは一法人ではありますけども、そういう形の中で否決されたわけです。ということは、議員の方々の中には結局ある程度理解されていない方もいらっしゃるのではないかと私は憶測するわけです。その方々に対してどのような格好の理解を求められるような話をするのかなということについて。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

6月議会の補正につきましては、私どもの準備不足や説明不足のことがありまして、皆様方からご理解が得られなかったということも私としては反省するところでございます。

しかし、それはそうだと思うんですけども、修学旅行の誘致に関しては皆様に十分にご理解いただけるものだと思いますので、またそのことに対しましては大いに取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今の体験型教育旅行について、今南紀州交流公社が取り組んでいる中で、平成22年度、去年度において神奈川県からは高校生で260名ほどが、結局連泊の中で1泊を白浜町内のホテルを利用しているということです。また、大阪のこれは中学校ですけど、ここは約280人ほどの修学旅行生が白浜のあるホテルに泊まっているということです。

また、埼玉の高校では200名、それから広島の中学校で210名、愛知の高校で200名、要は合計1,150名ほど全体では去年1年間に白浜のホテルを利用しているということです。

ちなみに、この方々は日置川地域の民泊を利用し、体験型学習をして帰られているということにもなるわけですけど、そういったことを考えたとき、南紀州交流公社は結局独自で営業をしながら日置川地域のことだけじゃなしに、白浜全体の中で、また町長がこれから取り組もうとしている、少し遅いような気もするんですけども、こういうことについての白浜に対する誘客についても十二分に寄与していると、一法人であってもしているというようにと

らまえられるということも認識していただきたいというところであります。

それと、いま一つは、今度はことしについてなんですけども、ことしについても去年民泊にお越しいただいた愛知の高校が200名、それから岡山の高校で200名の学校と、いま一つは150名の学校がもう既に550名の方々が白浜のホテル、旅館を利用して体験学習をしたというところであります。まだ、それプラス今後においても去年おいでいただいた高校なり中学校で910名の方々がおいでになるということです。

今申し上げているのは連泊で、これ日置川地域に泊っていると、くどいようですけど、だけではなしに、白浜のホテル、旅館を利用しているということです。これだけしているということですから寄与はすごいもんだということでもあります。

先ほど町長がおっしゃっていた全国展開的だということをおっしゃっていたんですけど、まさにそのとおりで、串本町なりまたみなべ町の、うちのというか日置川地域の体験をして、泊るのについてはみなべ町で泊ったり串本で泊るという中学校、高校もあるわけです。

ほかにもそういう形もあることでしょうし、そういったことからしたらもう少し誘客の余地があるんじゃないかということと、それから、体験学習についての観光面でのメニューの充実化について、やっぱり今後考えていかなきゃならんというように思うわけです。そのメニュー等については、今先ほど理解を求めてやっていきたいということですけど、やっぱり取り組み方の中でメニューの充実化ということをしていかならん話の中で、観光課なり執行部としてはどのような考えをお持ちですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

南紀州交流公社の皆様のお取り組みが白浜町全体の誘客に貢献されているということは、町としても把握をしておりますし、ご指摘のように思っております。白浜地域と日置川地域が互いに情報を共有して取り組んでいくことがこれからも一層求められてくると存じます。

その意味でも交流公社の皆様は先駆的なお取り組みをされており、この教育旅行誘致協議会の事業につきましてもご指導をお願いしたいと考えております。

今、教育旅行誘致協議会でパンフレットをこしらえて、体験メニューを載せておるんですけども、議員ご指摘のとおり、体験メニューの充実なんかもほかの地域に負けないような、そうしたメニューづくりに取り組んでいかなければならないと思いますので、今後とも全体的な枠の中でご指導をお願いしたいと考えております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

指導云々という言葉は大変美しい言葉なんですけども、やはり独自性を持った考え方を提言していただくのも観光課の仕事であろうかと思えますし、体験型ですので農林を含めた話の中での体験型になろうかと思うわけです。その辺は我々も少しながら応援したい反面、やっぱり担当する職員の方々、また農林漁業の振興にもなろうかと思えますので、その方々の努力を期待して、私の質問を終わります。答弁いただければありがたいです。

○議 長

答弁があれば答弁を求めます。

番外 町長 水本君

○番外(町長)

本当に白浜観光協会の会長も申しておりましたけども、これからは教育旅行が非常に市場として大きなウエートを占めてくるとおっしゃっていました。ただ、その辺の教育旅行の誘致のあり方、非常に競争も激化しておるとお聞きしておりますので、町としましても支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

16番 三倉君(登壇)

○16番

小学校、中学校の体験学習をして旅行をしますよね。そしたら、その子らが成人したら必ず相手方、ベターハーフを連れてきます。それでよかったらその方々もやっぱりリピーターのような形で白浜へ訪れてくれるということは絶対にあるわけですから、いい思いをしていたら。それがまた、今度は子どもさんも連れてということになるもんですから、もうそのことをすること自身がいい受け入れをし、いい体験学習をすることによってより一層のPRができるということも思うものですので、より充実したそういう形の事業に取り組んでいただきたいなということを思います。

以上です。

○議長

以上をもって三倉君の質問は終わりました。

本日はこれをもって延会し、次回は9月20日火曜日午前9時30分に開会したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会といたします。次回は9月20日火曜日午前9時30分に開会いたしますので、ご参集いただきますようお願い申し上げます。

本日はご苦勞さまでございました。

議長 西尾 智朗は、13時47分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 9 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員